

別紙5 大阪府流域下水道水質試験実施要領

大阪府流域下水道
水質試験実施要領

平成21年4月

大阪府都市整備部下水道室

令和2年4月 一部改訂

第1章 要領の目的と適用

この要領は大阪府流域下水道の維持管理や建設・更新のために必要な、水質データ等の共通性や有用性を高めることを目的として作成した。

従って、この要領で定めたことは、水質や汚泥並びに排ガスに関する各種分析試験の内容（項目、頻度、分析方法等）の標準的なものであり各管理センターに於いては、個々の実情に応じて維持管理上必要な試験を独自に実施する必要がある。

なお、今回の改訂では排ガスや臭気分析に関する分析試験の内容を追加することで、各センターより排出される物質に関する試験実施要領として充実させた。

以上のような要件を満たすために、2章以下各章では次に示す内容のことについて言及している。

<第2章> 試験の目的と頻度

<第3章> 試料の名称・試料採取方法

<第4章> 分析方法と定量下限値

- P R T R 法等で検出下限値の取り扱いが必要となったため今回の要領から追加する。

<第5章> 分析値等の取り扱い

- 月報・年報データの共通性を図るため有効数字、平均値の取り方等について定める。

<第6章> 運転管理指標の計算式

<第7章> 規制基準値

<第8章> 化学物質管理計画のモニタリング方法とP R T R 届出の計算方法

第2章 試験の目的と頻度

1. 試験の種類

① 法定試験 : 法令に基づいて行う試験を言う。

「精密試験」

「再利用水試験」

「雨天時放流水質試験」

「排ガス測定」

「臭気測定」

「ダイオキシン類測定」

「騒音・振動測定」

「産廃等試験」

② 管理のための試験 : 水処理施設、汚泥処理施設等を適切に維持管理

するための水質（汚泥を含む）試験を言う。

「中間試験」

「日常試験」

「生物反応槽試験」

「汚泥試験」

③ 監視のための試験 : 水処理施設及び汚泥処理施設の機能に悪影響を

およぼす恐れのある下水の流入を監視するもの

である。

「ポンプ場試験」

○水質試験・汚泥試験

	種類	目的	対象
水質試験	①精密試験	放流水の水質が、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「水質汚濁防止法」「下水道法」	流入下水 放流水
	②中間試験	流入下水や処理水の総合的な水質を把握するために実施する試験	流入下水 最初沈殿池流入水 生物反応槽流入水 最終沈殿池流出水 放流水
	③日常試験	水処理施設の日常管理のために実施する試験	流入下水 最初沈殿池流入水 生物反応槽流入水 最終沈殿池流出水 放流水
	④再利用水試験	再利用水の水質を把握するために再利用水質基準等マニュアルに基づき実施する試験 ○根拠法令：「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」平成17年4月策定	せせらぎ等 Q水くん
	⑤生物反応槽試験	生物反応槽の状態を把握するために行う。	嫌気槽 無酸素槽 好気槽 生物反応槽流出水 返送汚泥
汚泥試験	⑥汚泥試験	汚泥処理の日常管理のために実施する試験 ・汚泥処理工程毎に試験を行う。 ・系統の異なる処理を行っている場合は 系統ごとに採取する	初沈引抜汚泥 機械濃縮機投入 重力濃縮槽投入 機械濃縮機分離液 重力濃縮槽分離液 機械濃縮汚泥 重力沈濃縮汚泥 脱水機投入汚泥 脱水ろ液 脱水ケーキ 焼却灰 場内返流水
	⑦ポンプ場試験	ポンプ場に流入する下水の水質を把握するために実施する試験	ポンプ場流入水
雨天時試験	⑧雨天時放流水質試験	「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」に基づき合流下水の水みらいセンター・ポンプ場で実施する試験 ○根拠法令：「下水道法」 下水道法施行令第12条第3項 平成16年4月1日施行	処理水 簡易処理水 雨水（水みらいセンター） 雨水（ポンプ場）
河川試験	⑨河川試験	放流先河川の水質状況を把握するために実施する試験	放流河川

○排ガス測定

種類	目的	対象
①排ガス測定	排ガス中のNOx、SOx濃度並びに有害物質濃度の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全に関する条例」	焼却炉煙突出口

○臭気測定

種類	目的	対象
①1号規制 (敷地境界線)	敷地境界線の臭気指数・特定悪臭物質濃度の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「悪臭防止法」	敷地境界
②2号規制 (排出口)	排ガス・脱臭設備等の排出口の臭気指数・特定悪臭物質の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「悪臭防止法」	焼却炉煙突出口 脱臭設備出口 排気ファン出口
③3号規制 (排出水)	排出水の特定悪臭物質の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「悪臭防止法」	放流水
④脱臭設備性能確認	脱臭設備は、悪臭防止法を遵守しなければならないため、機能確認を行うための試験 ○根拠：設計の手引き	脱臭設備機器 入口・出口

○ダイオキシン類測定

種類	目的	対象
①ダイオキシン類	放流水、灰、ダスト、排ガス中のダイオキシン類の測定並びに、排ガス処理施設から排出される排水のダイオキシン類濃度の測定を行い、定められた基準値を満たすものであるかどうかを判定するために実施する試験 ○根拠法令：「ダイオキシン類対策特別措置法」	*流入下水 放流水 排ガス 焼却灰 ダスト *スラグ

*流入下水・スラグの法的測定義務はありません。

○作業環境測定

種類	目的	対象
①ダイオキシン類 作業環境測定	廃棄物の焼却施設における焼却炉の運転、点検作業に従事する労働者のダイオキシン類によるばく露を防止するため、空気中のダイオキシン類濃度を測定する。 ○根拠法令 : 「労働安全衛生法」「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露対策要綱」	廃棄物焼却施設内作業場所

○騒音・振動測定

種類	目的	対象
①騒音測定	下水処理施設から発生する騒音を測定する。 参考 : 特定施設－空気圧縮機・送風機 －原動機の定格出力が7.5kw以上 ○根拠法令 : 「騒音規制法」	敷地境界
②振動測定	下水処理施設から発生する振動を測定する。 参考 : 特定施設－圧縮機 －原動機の定格出力が7.5kw以上 ○根拠法令 : 「振動規制法」	敷地境界

○廃棄物試験

種類	目的	対象
①溶出試験	廃棄物としての法令に基づき測定する ○根拠法令 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「土壤汚染対策法」	焼却灰 沈砂しさ スラグ ダスト 脱水ケーキ
②含有試験	廃棄する対象物の性状を把握するため行う。 ダイオキシン類に関しては測定義務あり。 ○根拠法令 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「土壤汚染対策法」	焼却灰 沈砂しさ スラグ ダスト 脱水ケーキ

2. 各種調査箇所における対象別の調査目的および試験概要

	調査目的	試験項目
流入下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流入下水水質、負荷量の把握 ・ 水質負荷量の時間変動の把握 ・ 雨天時の流入負荷量（BOD）の把握 	pH、透視度、BOD、COD、SS、全窒素、全りん、重金属、その他
最初沈殿池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去効果の把握（水面積負荷、越流負荷）との関係 ・ 流入水量の各池への均等化 ・ 汚泥引抜き方法の適正化 	pH、透視度、BOD、COD、SS、全窒素、全りん 引抜汚泥濃度、アルカリ度、その他
生物反応槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転状況の調査（MLSS、SVI、BOD-SS負荷、BOD容積負荷、送気倍率、汚泥日令等の運転管理指標） ・ 各槽への流入水量の均等化 ・ 各槽、各セクションのDO分布及び時間変動 ・ 生物学的りん除去効果の把握 ・ 窒素除去効果の把握（硝化、脱窒状況） ・ 活性汚泥の把握 ・ 薬品の選定と薬注量の適正化 	水温、pH、MLSS、MLVSS、SV、SVI、MLDO、酸素利用速度、全りん、りん酸態りん、全窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、アルカリ度、生物相、その他
最終沈殿池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去効果の把握（水面積負荷、越流負荷）との関係 ・ 流入水量の各池への均等化 ・ 引抜き汚泥の適正化 	pH、透視度、BOD、COD、SS、引抜汚泥濃度、全りん、全窒素、RSSS、その他
砂ろ過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去効果の把握（ろ過速度、逆洗時間）との関係 	透視度、BOD、COD、SS、その他
放流水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守 ・ 処理状況の把握 ・ 雨天時の排出負荷量（BOD）の把握 	pH、透視度、BOD、COD、SS、全窒素、全りん、重金属、その他
再利用等施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再利用水、環境用水としての適合性の確認 	pH、透視度、BOD、SS、大腸菌、大腸菌群数、残留塩素、濁度、色度、臭気、外観、その他

	調査目的	試験項目
重力濃縮槽	<ul style="list-style-type: none"> 水面積負荷、固形物負荷、汚泥滞留時間、回収率等の関係 (SS、全りん、窒素) 投入、引抜汚泥時間、汚泥濃度、汚泥界面の状況の把握 汚泥の沈降性の把握 	pH、SS、含水率、VSS、アルカリ度、全りん、全窒素、沈降速度
消化槽	<ul style="list-style-type: none"> ガス発生量、有機物負荷、消化日数、消化率等の運転実態の把握 汚泥投入、引抜の適正化 槽内汚泥濃度の分布状況の把握 エネルギー効率の検討 	<p>水温、pH、SS、含水率 VSS、アルカリ度、全りん 全窒素、ガス組成 有機酸、 溶解性窒素、溶解性りん その他</p>
機械濃縮機	<ul style="list-style-type: none"> 投入、濃縮汚泥量、濃度、運転条件、回収率の把握 薬注量の適正化 (遠心濃縮機・ベルト濃縮機・加圧浮上濃縮設備) 	SS、含水率、全りん、全窒素、その他
脱水設備	<ul style="list-style-type: none"> 脱水供給量、薬注凝集、脱水性、回収率、運転条件の把握 薬品の選定と薬注量の適正化 	<p>pH、SS、含水率、VSS、アルカリ度 全りん、全窒素、有機分、発熱量 薬品濃度、組成、その他</p>
焼却・溶融設備	<ul style="list-style-type: none"> 投入ケーキ、焼却灰、溶融スラグの性状、焼却・溶融状態等の運転状況の把握 焼却・溶融炉排水および排ガスの性状把握 エネルギー収支の把握 	<p>含水率、有機分、排水 pH SS、CN、全りん、全窒素、重金属、組成 その他</p>
脱臭設備	<ul style="list-style-type: none"> 発生悪臭物質の把握 脱臭効率 活性炭の劣化状況の把握 脱臭薬注量の適正化 消臭剤添加量の適正化 	<p>悪臭成分の分析 臭気濃度</p>

3. 試験項目及び頻度

○ : 1回／月

◎ : 2回／月

☆ : 1回／3カ月

①精密試験

番号	項目	単位	流入下水	放流水
1	気温	℃	○	○
2	水温	℃	○	○
3	透視度	度	○	○
4	色相		○	○
5	臭氣		○	○
6	pH		○	○
7	蒸発残留物	mg/L	○	○
8	強熱残留物	mg/L	○	○
9	強熱減量	mg/L	*計算により求める	*計算により求める
10	溶解性物質	mg/L	*計算により求める	*計算により求める
11	浮遊物質 (S S)	mg/L	○	○
12	DO	mg/L	—	○
13	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	○	○
14	生物化学的酸素要求量 (C-BOD)	mg/L	—	必要に応じて行う
15	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	○	○
16	全窒素 (T-N)	mg/L	○	○
17	アンモニア性窒素 (NH4-N)	mg/L	○	○
18	亜硝酸性窒素 (NO2-N)	mg/L	○	○
19	硝酸性窒素 (NO3-N)	mg/L	○	○
20	アンモニア性窒素等	mg/L	*計算により求める	*計算により求める
21	全りん (T-P)	mg/L	○	○
22	りん酸性りん	mg/L	○	○
23	塩化物イオン	mg/L	必要に応じて行う	必要に応じて行う
24	よう素消費量	mg/L	必要に応じて行う	必要に応じて行う
25	ノルマリヤン抽出物質	mg/L	○	○
26	陰イオン界面活性剤	mg/L	必要に応じて行う	必要に応じて行う
27	フェノール類	mg/L	○	○
28	ジン化合物	mg/L	○	○
29	アルキル水銀	mg/L	○	○
30	有機りん	mg/L	☆	☆
31	カドミウム	mg/L	○	○
32	鉛	mg/L	○	○
33	ポリ塩化ビニル (P C B)	mg/L	☆	☆
34	六価クロム	mg/L	○	○
35	砒素	mg/L	○	○
36	総水銀	mg/L	○	○
37	クロム	mg/L	○	○
38	銅	mg/L	○	○
39	亜鉛	mg/L	○	○
40	鉄 (溶解性)	mg/L	○	○
41	マンガン (溶解性)	mg/L	○	○
42	ふつ素	mg/L	○	○
43	ほう素	mg/L	○	○
44	セレン及びその化合物	mg/L	○	○
45	トリクロロエチレン (T C E)	mg/L	○	○
46	テトラクロロエチレン (P C E)	mg/L	○	○
47	ジクロロメタン	mg/L	○	○
48	四塩化炭素	mg/L	○	○
49	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	○	○
50	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	○	○
51	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	○	○
52	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	○	○
53	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	○	○
54	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	○	○
55	チウラム	mg/L	☆	☆
56	シマジン	mg/L	☆	☆
57	チオヘンカルブ	mg/L	☆	☆
58	ヘンゼン	mg/L	○	○
59	1, 4-ジオキサン	mg/L	○	○
60	ニッケル	mg/L	○	○
61	大腸菌群数	個/cm ³	○	○
62	残留塩素	mg/L	—	○

参考 アンモニア性窒素等 = アンモニア性窒素 × 0.4 + 硝酸性窒素 + 亜硝酸性窒素

②中間試験

◎：2回／月

番号	項目	単位	流入下水	最初沈殿池 流入水	生物反応槽 流入水	最終沈殿池 流出水	放流水
1	気温	℃	◎	◎	◎	◎	◎
2	水温	℃	◎	◎	◎	◎	◎
3	透視度	度	◎	◎	◎	◎	◎
4	色相		◎	◎	◎	◎	◎
5	臭氣		◎	◎	◎	◎	◎
6	p H		◎	◎	◎	◎	◎
7	蒸発残留物	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
8	強熱残留物	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
9	強熱減量	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
10	溶解性物質	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
11	浮遊物質 (S S)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
12	D O	mg/L	—	—	—	◎	—
13	生物化学的酸素要求量 (B O D)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
14	生物化学的酸素要求量 (C-B O D)	mg/L	—	—	—	◎	◎
15	化学的酸素要求量 (C O D)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
16	全窒素 (T-N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
17	アンモニア性窒素 (N H4-N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
18	亜硝酸性窒素 (N O2-N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
19	硝酸性窒素 (N O3-N)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎
20	全りん (T-P)	mg/L	◎	◎	◎	◎	◎

③日常試験

△：1回／日

□：必要に応じて数回／週

番号	項目	単位	流入下水	最初沈殿池 流入水	生物反応槽 流入水	最終沈殿池 流出水	放流水
1	気温	℃	△	△	△	△	△
2	水温	℃	△	△	△	△	△
3	透視度	度	△	△	△	△	△
4	色相		△	△	△	△	△
5	臭氣		△	△	△	△	△
6	p H		△	△	△	△	△
7	浮遊物質 (S S)	mg/L	□	□	□	□	□
8	D O	mg/L	—	—	—	□	—
9	生物化学的酸素要求量 (B O D)	mg/L	□	□	□	□	□
10	生物化学的酸素要求量 (C-B O D)	mg/L	—	—	—	□	□
11	化学的酸素要求量 (C O D)	mg/L	□	□	□	□	□
12	全窒素 (T-N)	mg/L	□	□	□	□	□
13	アンモニア性窒素 (N H4-N)	mg/L	□	□	□	□	□
14	亜硝酸性窒素 (N O2-N)	mg/L	□	□	□	□	□
15	硝酸性窒素 (N O3-N)	mg/L	□	□	□	□	□
16	全りん (T-P)	mg/L	□	□	□	□	□

△：1回／日

④再利用水試験

□：1回／週

○：1回／月

番号	項目	単位	水洗用水・散水用水	修景用水	親水用水
1	大腸菌	不検出・検出	○	—	○
2	大腸菌群数	CFU/100ml	—	○	—
3	濁度	度	□	□	□
4	pH		□	□	□
5	外観		△	△	△
6	色度	度	—	□	□
7	臭気		△	△	△
8	残留塩素（遊離又は結合）	mg/L	□	—	□

⑤生物反応槽試験

(生物反応槽流出水)

▲：必要に応じて数回／週

番号	項目	単位	○号タンク
1	水温	℃	▲
2	pH		▲
3	MLSS	mg/L	▲
4	MLVSS	mg/L	▲
5	SV	%	▲
6	SVI		計算により求める
7	MLDO	mg/L	▲
8	生物相		▲
9	全りん	mg/L	▲
10	全窒素	mg/L	▲

*生物反応槽の処理方法及び系列が異なる場合は、個々に測定を行う。

*目的により生物反応槽各工程（ステップ）毎の測定を行う。

⑥汚泥試験

○：必要に応じて数回／月

●：必要に応じて行う

番号	項目	単位	初沈引抜汚泥	余剰汚泥	重力濃縮汚泥	機械濃縮汚泥	消化汚泥	洗浄汚泥
1	汚泥温度	℃	●	●	●	●	●	●
2	p H		○	○	○	○	○	○
3	含水率（汚泥濃度）	%	○	○	○	○	○	○
4	有機分	%	○	○	○	○	○	○
5	無機分	%	○	○	○	○	○	○
6	アルカリ度	mg/L	●	●	○	○	○	○
7	揮発性有機酸	mg/L	●	●	●	●	●	—
8	全窒素	mg/L	●	●	●	●	●	●
9	全りん	mg/L	●	●	●	●	●	●
10	繊維状物（100メッシュ）	%	●	●	○	○	○	○
11	ガス組成	—	—	—	—	—	●	—

番号	項目	単位	場内返流水	重力濃縮分離液	機械濃縮分離液	消化槽脱離液	洗浄槽分離液	脱水ろ液
1	水温	℃	●	●	●	●	●	●
2	p H		○	○	○	○	○	○
3	蒸発残留物	mg/L	○	○	○	○	○	○
4	強熱減量	mg/L	○	○	○	○	○	○
5	S S	mg/L	○	○	○	○	○	○
6	溶解性物質	mg/L	○	○	○	○	○	○
7	B O D	mg/L	●	●	●	●	●	●
8	C O D	mg/L	●	●	●	●	●	●
9	揮発性有機酸	mg/L	—	●	●	—	—	—
10	全窒素	mg/L	●	●	●	●	●	●
11	アンモニア性窒素	mg/L	●	●	●	●	●	●
12	全りん	mg/L	●	●	●	●	●	●

番号	項目	単位	脱水機投入汚泥	脱水ケキ	焼却灰
1	汚泥温度	℃	●	—	—
2	p H		○	—	—
3	含水率（汚泥濃度）	%	○	○	○
4	有機分	%	○	○	○
5	無機分	%	○	○	○
6	アルカリ度	mg/L	○	—	—
7	揮発性有機酸	mg/L	—	—	—
8	全窒素	mg/L	●	●	—
9	全りん	mg/L	●	●	●
10	繊維状物（100メッシュ）	%	○	—	—

⑦ポンプ場試験

○：1回／月

番号	項目	単位	Aポンプ場	Bポンプ場
1	気温	℃	○	○
2	水温	℃	○	○
3	透視度	度	○	○
4	色相		○	○
5	臭氣		○	○
6	p H		○	○
7	蒸発残留物	mg/L	○	○
8	強熱残留物	mg/L	○	○
9	強熱減量	mg/L	○	○
10	溶解性物質	mg/L	○	○
11	浮遊物質 (S S)	mg/L	○	○
12	生物化学的酸素要求量 (B O D)	mg/L	○	○
13	化学的酸素要求量 (C O D)	mg/L	○	○
14	全窒素 (T - N)	mg/L	○	○
15	全りん (T - P)	mg/L	○	○

*ポンプ場毎に流入水質を測定する。

⑧雨天時放流水質試験

◇：1回／年

◆：必要に応じて行う

番号	項目	単位	処理水	簡易処理水	雨水 (処理場)	雨水 (ポンプ場)
1	気温	℃	◆	◆	◆	◆
2	水温	℃	◆	◆	◆	◆
3	透視度	度	◆	◆	◆	◆
4	色相		◆	◆	◆	◆
5	臭氣		◆	◆	◆	◆
6	p H		◆	◆	◆	◆
7	浮遊物質 (S S)	mg/L	◆	◆	◆	◆
8	生物化学的酸素要求量 (B O D)	mg/L	◇	◇	◇	◇
9	化学的酸素要求量 (C O D)	mg/L	◆	◆	◆	◆

⑨河川試験

◆：1回／6カ月 程度

番号	項目	単位	○○川 上流	○○川 下流
1	気温	℃	◆	◆
2	水温	℃	◆	◆
3	透視度	度	◆	◆
4	色相		◆	◆
5	臭氣		◆	◆
6	p H		◆	◆
7	蒸発残留物	mg/L	◆	◆
8	強熱残留物	mg/L	◆	◆
9	強熱減量	mg/L	◆	◆
10	溶解性物質	mg/L	◆	◆
11	浮遊物質 (S S)	mg/L	◆	◆
12	生物化学的酸素要求量 (B O D)	mg/L	◆	◆
13	化学的酸素要求量 (C O D)	mg/L	◆	◆
14	全窒素 (T - N)	mg/L	◆	◆
15	全りん (T - P)	mg/L	◆	◆

⑩排ガス測定

番号	項目	単位	届出対象物質	ガス量：4万m ³ /Hr以上の炉	ガス量：4万m ³ /Hr未満の炉
				*ばいじんに関しては 焼却能力4t/時以上	*ばいじんに関しては 焼却能力4t/時未満
				煙突出口	煙突出口
1	排ガス温度	℃		○	△
2	水 分 量	%		○	△
3	酸素濃度	%		○	△
4	ガス量	m ³ /h		○	△
5	ばいじん	g/m ³	○	○	△
6	硫黄酸化物	ppm	○	○	△
7	窒素酸化物	ppm	○	○	△
8	塩化水素	mg/m ³ N	○	○	△
9	水銀及びその化合物		○	●	△
10	アニシン	mg/m ³ N			×
11	アンチモン及びその化合物（アンチモンとして）	mg/m ³ N	○		▲
12	N-エチルアニリン	mg/m ³ N			×
13	塩素	mg/m ³ N	○		▲
14	カドミウム及びその化合物（カドミウムとして）	mg/m ³ N	○		▲
15	クロロニトロベンゼン	mg/m ³ N			×
16	臭素	mg/m ³ N	○		▲
17	銅及びその化合物（銅として）	mg/m ³ N	○		▲
18	鉛及びその化合物（鉛として）	mg/m ³ N	○		▲
19	バナジウム及びその化合物（五酸化バナジウムとして）	mg/m ³ N	○		▲
20	ベリリウム及びその化合物（ベリリウムとして）	mg/m ³ N	○		▲
21	ホスゲン	mg/m ³ N			×
22	ホルムアルデヒド	mg/m ³ N	○		▲
23	マンガン及びその化合物（マンガンとして）	mg/m ³ N	○		▲
24	N-メチルアニリン	mg/m ³ N			×
25	亜鉛及びその化合物	mg/m ³ N		P R T R 法により測定が必要な水みらいセンターは測定を行う。	
26	クロロエチレン	mg/m ³ N		府条例で設備基準による規制があるが測定は不要	
27	ニッケル化合物	mg/m ³ N	○		
28	砒素及びその化合物	mg/m ³ N	○		
29	ベンゼン	mg/m ³ N			
30	六価クロム化合物	mg/m ³ N	○		
31	エチレンオキシド	mg/m ³ N			

- 大気汚染防止法 1回/2ヶ月
- 大気汚染防止法 1回/4ヶ月
- △ 大気汚染防止法 1回/6ヶ月
- ▲ 大阪府生活環境の保全に関する条例 1回/6ヶ月 (注1)
- × 測定、報告不要

注1 対象23物質について届出の項目（測定項目、測定頻度）について環境管理室と協議を行い

(2009年11月25日環境管理室より回答) 運用方針が示された。測定対象項目は10物質

10物質：アンチモン、塩素、カドミウム、臭素、銅、鉛、バナジウム、ベリリウム、ホルムアルデヒド、マンガン

・対象23物質の内、設備基準の6物質は測定不要（大防法の規制対象につき塩化水素、水銀は府条例対象外）

注2 硫黄酸化物に関しては、測定根拠法令が異なるが、窒素酸化物測定時に測定を行う。

⑪臭気測定

◇必要に応じて行う

番号	項目	単位	大阪府1号 濃度規制項目	大阪府2号 濃度規制項目	大阪府3号 濃度規制項目	脱臭設備 性能確認
1	アンモニア	ppm	◇	◇	—	◇
2	メチルメルカプタン	ppm	◇	—	◇	◇
3	硫化水素	ppm	◇	◇	◇	◇
4	硫化メチル	ppm	◇	—	◇	◇
5	二硫化メチル	ppm	◇	—	◇	◇
6	トリメチルアミン	ppm	◇	◇	—	—
7	アセタルデヒド	ppm	◇	—	—	—
8	プロピオンアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
9	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
10	イソブチルアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
11	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
12	イソバレルアルデヒド	ppm	◇	◇	—	—
13	イソブタノール	ppm	◇	◇	—	—
14	酢酸エチル	ppm	◇	◇	—	—
15	メチルイソブチルケトン	ppm	◇	◇	—	—
16	トルエン	ppm	◇	◇	—	—
17	スチレン	ppm	◇	—	—	—
18	キシレン	ppm	◇	◇	—	—
19	プロピオン酸	ppm	◇	—	—	—
20	ノルマル酪酸	ppm	◇	—	—	—
21	ノルマル吉草酸	ppm	◇	—	—	—
22	イソ吉草酸	ppm	◇	—	—	—
23	臭気濃度・指数	—	◇	◇	◇	◇
24	臭気強度	—	◇	◇	◇	—
25	ガス流量	—	—	◇	◇	◇

⑫ダイオキシン類測定

◆：1回／年

○ダイオキシン類

*：法律に基づいて行う

	対象	測定回数
水質	流入水	必要に応じて行う
	放流水	◆ *
排ガス	排ガス	◆ *
廃棄物	焼却灰	◆ *
	スラグ等	◆

○ダイオキシン類 (作業環境)

◇：1回／6カ月

	対象	測定回数
作業環境	焼却炉内・炉周辺	◇
	灰搬出施設等	◇

* ダイオキシン類濃度は過去のD値を使用して推定することができる。

この場合、ダイオキシン類の濃度測定は行わなくてよい。

⑬騒音測定・振動測定

	対象	測定回数
騒音	敷地境界	必要に応じて行う。
振動	敷地境界	必要に応じて行う。

⑭産業廃棄物等の試験

	対象	測定回数
溶出試験	灰・ダスト・汚泥・沈砂・しさ・脱水ケーキ	必要に応じて行う。
含有試験	灰・ダスト・汚泥・沈砂・しさ・脱水ケーキ	必要に応じて行う。

⑮製品検査

○：1回／1ヶ月

	対象	測定回数
溶出試験	スラグ	○
含有試験	スラグ	○

第3章 試料の名称・試料採取方法

○試料採取の方法

採取の方法には次の方法があるが、それぞれ利点があるため、その目的に応じて使い分ける。

①人力による試料採取 「スポット採水」

②自動採水器による試料採取 「コンポジット採水」

水質の時間変動の大きい流入水等に適している。

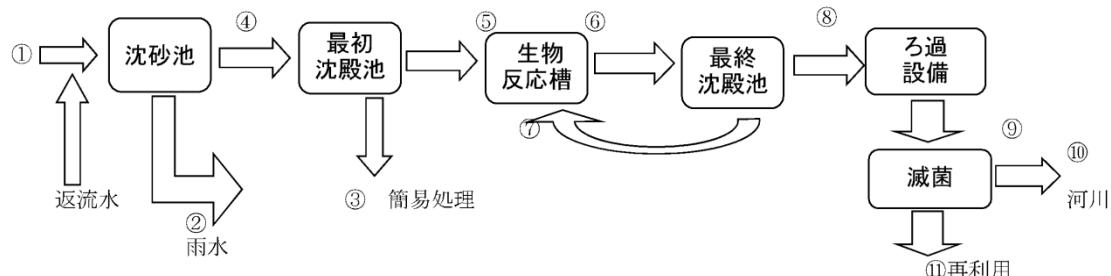
○採取位置の選定

試料の採取位置としては、各施設の流入口、放流水等の代表試料を採取できるところを選ぶ。

また、混合が十分である位置及び安全に採取できる位置を選ぶことが必要。

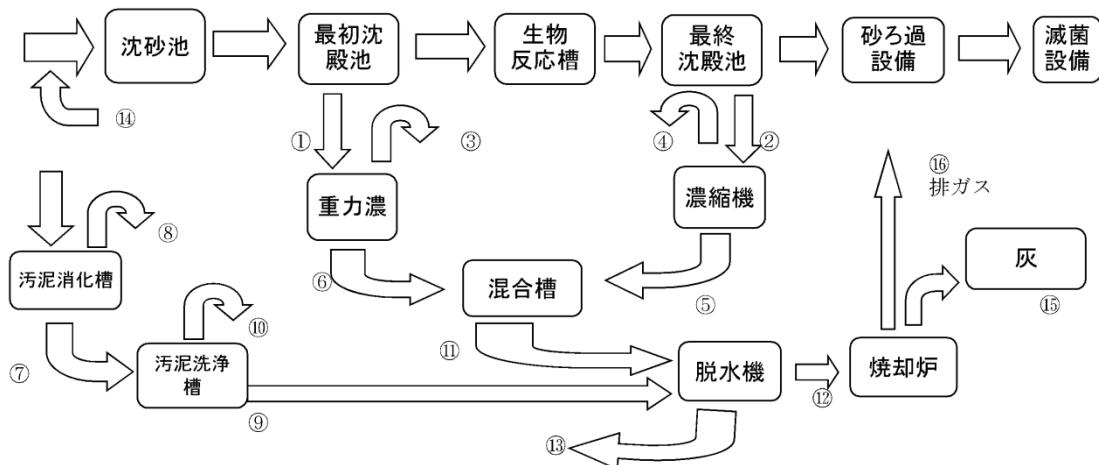
1. 水処理

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件	備考
①流入下水	・沈砂池流入前の下水 ・場内返流水の影響のない所	・表層・下層ではなく管断面の中層から採取するのが望ましい ・流入幹線が異なり水質に差がある場合は、その箇所毎に採取する ・降雨時は採取しない	下水道維持管理指針
②雨水	・雨水吐出井 又は雨水ポンプ稼働中の流入水		
③簡易処理水	・簡易処理水路		
④最初沈殿池流入水 (初沈入口)	・最初沈殿池流入水路 ・最初沈殿池流入ぜきの真上 ・最初沈殿池流入ます	・全体を代表する位置で採取する ・降雨時は採取しない	
⑤生物反応槽流入水 (初沈出口) (簡易処理水) (一次処理水)	・生物反応槽流入水路	・降雨時は採取しない	
⑥生物反応槽流出水	・生物反応槽流出端		
⑦返送汚泥	・返送汚泥水路 ・返送汚泥ポンプ		
⑧生物処理水	・最終沈殿池流出水 ・消毒設備の接触タンク入口 ・ろ過設備入口 ・D Oについては上澄水を採取する。	・降雨時は採取しない	
⑨ろ過処理水	・ろ過設備出口 ・消毒設備接触タンク入口	・降雨時は採取しない	
⑩放流水	・消毒設備接触タンク出口 ・放流ゲート付近 ・簡易放流水が混ざる場合は採水しない	・降雨時は採取しない	
⑪再利用水	・再生処理施設出口	・滅菌後の用水を採取する	



2 汚泥処理

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件	備考
① 最初沈殿池引抜汚泥 重力濃縮槽投入汚泥	・初沈引き抜きポンプ ・重力濃縮槽流入口	濃度が変化するので、数点採取して混合する	
② 機械濃縮機投入汚泥 (余剰汚泥)	・濃縮機投入汚泥 遠心濃縮・ベルト濃縮・加圧浮上等の濃縮機投入汚泥	投入直後は避ける	
③ 重力濃縮槽分離液	・重力濃縮槽エバーフロー水	越流開始時は避ける	
④ 機械濃縮機分離液	・濃縮機分離液	運転開始時は避ける	
⑤ 機械濃縮汚泥	・濃縮機出口	濃度変化に注意	
⑥ 重力濃縮汚泥	・重力濃縮槽出口	濃度変化に注意	
⑦ 消化汚泥	・消化槽引抜	引抜き開始時は避けて平均的な汚泥を採泥する	
⑧ 消化槽脱離液	・消化槽脱離液	運転開始時・停止時は避けて採取する	
⑨ 洗浄汚泥	・洗浄槽引抜	運転開始時・停止時は避けて平均的な汚泥を採泥する	
⑩ 洗浄槽分離液	・洗浄槽排水	運転開始時・停止時は避けて採取する	
⑪ 脱水機投入汚泥 (凝集剤添加前)	・脱水機投入前の汚泥 ・凝集剤添加前	運転開始時は避ける	
⑫ 脱水ケーキ	・脱水機出口	運転開始時は避ける 採取位置による違いに注意	
⑬ 脱水ろ液	・脱水機から採取	運転開始時は避ける	
⑭ 場内返流水	・場内返流最終端	返流箇所が複数ある場合は箇所毎に採取	
⑮ 焼却灰・スラグ	・灰搬出時に採取	何箇所から採取し混合する	
⑯ 排ガス	・汚泥焼却炉の煙道出口	焼却炉の安定運転時に採取を行う	



3. ポンプ場

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①ポンプ場流入水	・ポンプ場流入水を採取	・平均的な汚水ポンプ運転時に採取する ・降雨時は採取しない

4. 河川

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①河川水	・水みらいセンターの吐き口の上流・下流 河川水 ・流れの中心部で採取する	・感潮河川の場合上流から下流 ～流れているときに採取する ・降雨の影響があるときは避ける

5. 臭気

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①1号規制 (敷地境界線)	・敷地境界 (風下・風上)	・風速 2 m/S以上の条件で採取する ・草刈作業等特別な作業時は行わない ・強風の場合は採取を行わない
②2号規制 (排出口)	・焼却炉煙突出口 ・脱臭設備出口 ・排気ファン出口	・安定運転時に採取
③3号規制 (排出水)	・放流水	・降雨の影響があるときは採取しない

6. 騒音測定・振動測定

試料の名称	採取位置	採取方法・採取条件
①騒音レベル	・敷地境界	・朝・昼間・夕・夜間で規制が異なるため別に測定する
②振動レベル	・敷地境界	・昼間・夜間で規制が異なるため別に測定する

第4章 分析方法と定量下限値

1. 水質分析

番号	項目	分析方法	定量下限値	検出下限値	P R T R 対象物質	単位
1	気温	下水試験方法	少數1位			℃
2	水温	下水試験方法	少數1位			℃
3	色	下水試験方法				
4	濁度	下水試験方法 国土交通省告示第334号 下水道法施行規則第四条の2に基づき 国土交通大臣が定める方法	1			度
5	透視度	下水試験方法	2桁			度
6	臭氣	下水試験方法				
7	水素イオン濃度(pH)	JIS K0102 12.1(ガラス電極法)	少數1位			
8	蒸発残留物	下水試験方法	1		mg/L	
9	強熱残留物	下水試験方法	1		mg/L	
10	強熱減量	下水試験方法	—		mg/L	
11	溶解性物質	下水試験方法	—		mg/L	
12	浮遊物質量	昭和46年環境庁告示第59号 付表	1		mg/L	
13	DO	JIS K0102 32	0.4		mg/L	
14	生物化学的酸素要求量	JIS K0102 21	1.0		mg/L	
15	生物化学的酸素要求量(C-BOD)	JIS K0102 21	1.0		mg/L	
16	化学的酸素要求量	JIS K0102 17(100°C過マンガン酸カリム酸素消費量)	1.0		mg/L	
17	窒素含有量	JIS K0102 45.1(総和法) JIS K0102 45.2(紫外吸光度法)	0.20		mg/L	
18	アンモニア性窒素	JIS K0102 42.2 (イソフタール吸光度法) JIS K0102 42.3 (中和滴定法) JIS K0102 42.5 (イオンクロマトグラ法)	0.20		mg/L	
19	亜硝酸性窒素	JIS K0102 43.1	0.010		mg/L	
20	硝酸性窒素	JIS K0102 43.2.5 (イオンクロマトグラ法)	0.10		mg/L	
21	りん含有量	JIS K0102 46.3	0.10		mg/L	
22	塩化物イオン	JIS K0102 35.3 (イオンクロマトグラ法)	0.1		mg/L	
23	よう素消費量	下水試験方法	1		mg/L	
24	ノルマルキオウ抽出物質 ノルマルキオウ抽出物質(動・植物油分離定量)	昭和49年環境庁告示第64号 JIS K0102 付属書1(参考)補足 II	1 1		mg/L mg/L	
25	陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1	0.08		mg/L	
26	フェノール類	JIS K0102 28.1 (4-アミンチビリジン吸光度法)	0.05		mg/L	
27	シアン化合物	JIS K0102 38.1.2 38.2(ビリジンビリジン吸光度法) JIS K0102 38.1.2 38.3(4-ビリジンカルボン酸-ビリジン吸光度法)	0.05	0.02	○	mg/L
28	アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号 付表 昭和49年環境庁告示第64号 付表	0.0005			mg/L
29	有機りん化合物	昭和49年環境庁告示第64号 付表 (ガスクロマトグラ法) JIS K0102 31.1.3 (ナフタレンジシアシン吸光度法) JIS K0102 31.1.4 (p-ニトロフェノル吸光度法)	0.1	0.03	○	mg/L
30	カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55.1(フレーム原子吸光法) JIS K0102 55.2(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 55.3(I C P発光分光分析法) JIS K0102 55.4(I C P質量分析法)	0.003	0.001	○	mg/L
31	鉛及びその化合物	JIS K0102 54.1(フレーム原子吸光法) JIS K0102 54.2(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 54.3(I C P発光分光分析法) JIS K0102 54.4(I C P質量分析法)	0.01	0.003	○	mg/L
32	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	昭和46年環境庁告示第59号 付表 JIS K0093 5 (ガスクロマトグラ法) JIS K0093 6 (ガスクロマトグラ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
33	六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.1(ジフェニルカバジド吸光度法) (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格65.1の備考11のb) (第一段を除く。)及び規格65.1に定める方法	0.04	0.01	○	mg/L
34	砒素及びその化合物	JIS K0102 61.1(ジエチルチオカバミ酸銀吸光度法) JIS K0102 61.2(水素化物発生原子吸光法) JIS K0102 61.3(水素化物発生 I C P発光分光分析法) JIS K0102 61.4(I C P質量分析法)	0.001	0.0003	○	mg/L
35	水銀及びノルマルキオウその他の水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号 付表 JIS K0102 66.1.1(還元化銀原子吸光法) JIS K0102 66.1.2(加熱化銀原子吸光法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
36	クロム及びその化合物	JIS K0102 65.1.1(ジフェニルカバジド吸光度法) JIS K0102 65.1.2(フレーム原子吸光法) JIS K0102 65.1.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 65.1.4(I C P発光分光分析法) JIS K0102 65.1.5(I C P質量分析法)	0.02	0.007	○	mg/L
37	銅及びその化合物	JIS K0102 52.2(フレーム原子吸光法) JIS K0102 52.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 52.4(I C P発光分光分析法) JIS K0102 52.5(I C P質量分析法)	0.02	0.007	○	mg/L
38	亜鉛及びその化合物	JIS K0102 53.1(フレーム原子吸光法) JIS K0102 53.2(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 53.3(I C P発光分光分析法) JIS K0102 53.4(I C P質量分析法)	0.01	0.003	○	mg/L
39	鉄及びその化合物(溶解性)	JIS K0102 57.2(フレーム原子吸光法) JIS K0102 57.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 57.4(I C P発光分光分析法)	0.1			mg/L

番号	項目	分析方法	定量下限値	検出下限値	P R T R 対象物質	単位
40	マンガン及びその化合物(溶解性)	JIS K0102 56.2(フレーム原子吸光法) JIS K0102 56.3(電気加熱原子吸光法) JIS K0102 56.4(I C P発光分光分析法) JIS K0102 56.5(I C P質量分析法)	0.1	0.03	○	mg/L
41	ふつ素及びその化合物	JIS K0102 34.1(シリカアセチルコブレキソ吸光光度法) JIS K0102 34.2(イオン電極法) JIS K0102 34.3(イオン電極法)	0.1	0.03	○	mg/L
42	ほう素及びその化合物	JIS K0102 47.1(チタンアセチルコブレキソ吸光光度法) JIS K0102 47.2(チタンメタリル光光度法) JIS K0102 47.3(I C P発光分光分析法) JIS K0102 47.4(I C P質量分析法)	0.02	0.007	○	mg/L
43	セレン及びその化合物	JIS K0102 67.1(3,3'-アミンヘンジン吸光光度法) JIS K0102 67.2(水素化物発生原子吸光法) JIS K0102 67.3(水素化物発生 I C P発光分光分析法) JIS K0102 67.4(I C P質量分析法)	0.001	0.0003	○	mg/L
44	トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
45	テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
46	ジクロロメタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
47	四塩化炭素	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
48	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
49	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
50	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
51	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
52	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.5 (溶媒抽出 ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
53	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.1 (H S ECD ガスクロマトグラフ法)	0.001	0.0003	○	mg/L
54	チウラム	昭和46年環境庁告示第59号 付表 (高速液体クロマトグラ法)	0.0006	0.0002	○	mg/L
55	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号 付表 (ガスクロマトグラ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
56	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号 付表 (ガスクロマトグラ法) 昭和46年環境庁告示第59号 付表 (ガスクロマトグラ法)	0.0003	0.0001	○	mg/L
57	ベンゼン	JIS K0125 5.1 (P & T ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.2 (H S ガスクロマトグラフ質量分析法) JIS K0125 5.3.2 (P & T FIDガスクロマトグラフ法) JIS K0125 5.4.2 (H S FID ガスクロマトグラフ法)	0.0005	0.0002	○	mg/L
58	1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号 付表	0.05	0.02	○	mg/L
59	ニッケル及びその化合物	JIS K0102 59.2 (フレーム原子吸光法) JIS K0102 59.3 (I C P発光分光分析法) JIS K0102 59.4 (I C P質量分析法)	0.06	0.02	△	mg/L 対象物質である が報告義務なし
60	大腸菌	上水試験方法に定める特定酵素基質培地法 国土交通省告示第334号 下水道法施行規則第四条の2に基づき 国土交通大臣が定める方法	(定性試験)			検出・不検出
61	大腸菌群数	下水試験方法 (デソキシコール酸塩培地法) *0の場合0個と記載する。 (再利用水) MP-エンドウ培地法	1			個/cm ³
62	大腸菌群及び大腸菌	下水試験方法 特定酵素基質培地法	1			CFU/100ml
63	0-157	ペニシリンを添加したmEC培地、ベロ毒素產生性試験	(定性試験)			陽性・陰性
64	レジオネラ属菌	上水試験方法 BCYE法	10			CFU/100ml
65	遊離残留塩素	下水試験方法	0.05			mg/L
66	残留塩素	下水試験方法	0.05			mg/L

*分析方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令」に基づき作成した。省令にない項目はJIS又は下水試験方法とした。
*各管理センターの水質試験項目については、下水試験方法による分析も可とする。

2. 排ガス分析

	項目	分析方法	定量下限	単位
1	排ガス量	JIS Z 8808	10	m ³ /h
2	水分量	JIS Z 8808	0.1	%
3	オルザットガス組成	JIS K0301(オルザットガス分析法)	0.1	%
4	ばいじん (ダスト濃度)	JIS Z 8808	0.002	g/m ³
5	硫黄酸化物	JIS K 0103	0.5	ppm
6	窒素酸化物	JIS K 0104	10	ppm
7	塩化水素	JIS K 0107	1	mg/m ³
8	全水銀 (ガス状+粒子状)	環境省告示第94号 平成28年9月26日	ガス状 0.1 粒子状 0.01	μg/m ³ μg/m ³
9	アニシン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
10	アンチモン及びその化合物 (アンチモンとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.005	mg/m ³
11	N-エチルアニリン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
12	塩素	JIS K 0106	0.1	mg/m ³
13	カドミウム及びその化合物 (カドミウムとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
14	クロロニトロベンゼン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
15	臭素	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.2	mg/m ³
16	銅及びその化合物 (銅として)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
17	鉛及びその化合物 (鉛として)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
18	バナジウム及びその化合物 (五酸化バナジウムとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
19	ベリリウム及びその化合物 (ベリリウムとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
20	ホスゲン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.5	mg/m ³
21	ホルムアルデヒド	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
22	マンガン及びその化合物 (マンガンとして)	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.01	mg/m ³
23	N-メチルアニリン	大阪府公告第139号 平成6年10月31日	0.1	mg/m ³
24	亜鉛及びその化合物	JIS K 0083に準拠	0.01	mg/m ³
25	一酸化炭素	JIS K 0098	10	ppm
26	一酸化二窒素	ガスクロマトグラフ (ECD) 法	0.5	ppm
27	ニッケル及びその化合物	JIS K 0083	0.01	mg/m ³

消化ガス測定

組成分析 (CH ₄ , CO ₂)	下水試験方法	0.1	%
---	--------	-----	---

3. 臭気物質分析

1号規制(ガス状)項目	分析方法	規制基準	定量下限	単位
アンモニア	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	1	0.1	ppm
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.002	0.0002	ppm
硫化水素	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.02	0.002	ppm
硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 別表	0.01	0.001	ppm
二硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.009	0.0009	ppm
トリメチルアミン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.005	0.0005	ppm
アセトアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.05	0.005	ppm
プロピオニカルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.05	0.005	ppm
ノルマルチカルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.009	0.0009	ppm
イソブチルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.02	0.002	ppm
ノルマルバーレルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.009	0.0009	ppm
イソバーレルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.003	0.0003	ppm
イソブタノール	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.9	0.09	ppm
酢酸エチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	3	0.3	ppm
メルカプチカルケトン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	1	0.1	ppm
トルエン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	10	1	ppm
スチレン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.4	0.04	ppm
キシレン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	1	0.1	ppm
プロピオニ酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.03	0.003	ppm
ノルマル酪酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.001	0.0001	ppm
ノルマル吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.0009	0.00009	ppm
イソ吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.001	0.0001	ppm
臭気濃度・指数	平成 7年環境庁告示 第63号	10	10	-

2号規制(ガス状)項目	分析方法	規制基準	定量下限	単位
アンモニア	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	1	0.1	ppm
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.004	ppm
硫化水素	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.02	0.002	ppm
硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.005	ppm
二硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.0009	ppm
トリメチルアミン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.005	0.0005	ppm
アセトアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.005	ppm
プロピオニカルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.05	0.005	ppm
ノルマルチカルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.009	0.0009	ppm
イソブチルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.02	0.002	ppm
ノルマルバーレルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.009	0.0009	ppm
イソバーレルアルデヒド	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.003	0.0003	ppm
イソブタノール	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.9	0.09	ppm
酢酸エチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	3	0.3	ppm
メルカプチカルケトン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	1	0.1	ppm
トルエン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	10	1	ppm
スチレン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.04	ppm
キシレン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	1	0.1	ppm
プロピオニ酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.003	ppm
ノルマル酪酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.0001	ppm
ノルマル吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.00009	ppm
イソ吉草酸	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	-	0.0001	ppm
臭気濃度・指数	平成 7年環境庁告示 第63号	10	10	-
ガス流量	JIS Z 8808 (ビト一管法)			

3号規制(水)項目	分析方法	規制基準	定量下限(案)	単位
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.002	0.002	ppm
硫化水素	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.0052	0.001	ppm
硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.014	0.004	ppm
二硫化メチル	昭和47年環境庁告示 第9号 别表	0.026	0.007	ppm
臭気濃度・指数	平成 7年環境庁告示 第63号	26	10	-

4. ダイオキシン類分析

項目	分析方法
水質	J I S K 0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法
排ガス	J I S K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
焼却灰	平成4年7月3日厚生省告示第192号 (特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法) 平成16年12月27日環境省告示80号 (ダイオキシン類特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法)
作業環境中の ダイオキシン類	基発第401号 平成13年4月25日 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類 ばく露防止対策要綱
土壌	平成11年12月27日環境省告示第68条 別表 (ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準)

5. 産業廃棄物等の分析（含有試験）

対象	項目	分析方法	定量下限	単位
脱水ケーキ	熱しやすく減量	昭和52年環整第95号別紙2. II	0.01	%
焼却灰	含水率	昭和52年環整第95号別紙2. II	0.1	%
沈砂しさ	油分	環境庁告示第64号 付表 準拠	0.1	%
スラグ	単位容積重量（または見かけ比重）	昭和52年環整第95号別紙2. I	0.01	Kg/m ³
ダスト類	アルキル水銀	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.001	mg/DSkg
	水銀又はその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.01	mg/DSkg
	カドミウム又はその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.05	mg/DSkg
	鉛又はその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.5	mg/DSkg
	有機りん化合物	昭和49年環境庁告示第64号 付表 準拠	0.1	mg/DSkg
	六価クロム化合物	下水試験方法準拠	0.3	mg/DSkg
	砒素又はその化合物	下水試験方法準拠	0.05	mg/DSkg
	シアン化合物	下水試験方法準拠	0.1	mg/DSkg
	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	下水試験方法準拠	0.01	mg/DSkg
	セレン又はその化合物	下水試験方法準拠	0.05	mg/DSkg
	発熱量	下水試験方法準拠	160 40	kJ/DSkg kcal/DSkg
	元素分析 (C, H, N, O)	炭素 JIS M 8813 準拠 C. H. N分析法 水素 JIS M 8813 準拠 C. H. N分析法 窒素 JIS M 8813 準拠 C. H. N分析法 酸素 JIS M 8813 準拠 計算法	0.1 0.1 0.1 0.01	W/W dry% W/W dry% W/W dry% W/W dry%
	全硫黄	下水試験方法準拠	0.01	W/W dry%
	Al ₂ O ₃	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg
	CaO	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg
	Cr ₂ O ₃	下水試験方法準拠	1	mg/DSkg
	MgO	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg
	MnO ₂	下水試験方法準拠	0.2	mg/DSkg
	P ₂ O ₅	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg
	K ₂ O	下水試験方法準拠	5	mg/DSkg
	SiO ₂	下水試験方法準拠	0.05	mg/DSkg
	Fe ₂ O ₃	下水試験方法準拠	2	mg/DSkg
	クロム及びその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	1.0	mg/DSkg
	銅及びその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	1.0	mg/DSkg
	亜鉛及びその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.5	mg/DSkg
	鉄及びその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	5.0	mg/DSkg
	マンガン及びその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	5.0	mg/DSkg
	ニッケル及びその化合物	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	5.0	mg/DSkg
	全窒素	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.1	W/W dry%
	全りん	平成24年環水大水発第120725002号（底質調査方法）準拠	0.01	W/W dry%
	ダイオキシン類	平成16年12月27日環境省告示第80号		ng-TEQ/DSg

6. 産業廃棄物等の分析（溶出試験）

	項目	分析方法	定量下限	単位
焼却灰	熱しやすく減量	厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の2のII	0.01	%
拔取硅砂	含 水 率	厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の2のII	0.1	%
沈砂しさ	油 分 (n-ヘキサン抽出物質)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.1	mg/DSkg
ダスト類	溶出試料液作成	昭和48年2月環境庁告示第13号 (海面埋立処分)		
汚泥	アルキル水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表 昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.0005	mg/L
脱水ケーブル	水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
	カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5.	0.001	mg/L
	鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4.	0.01	mg/L
	有機りん化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.1	mg/L
	六価クロム化合物	昭和48年2月環境庁告示第13号 別表1 J I S K 0 1 0 2 6 5. 2	0.04	mg/L
	砒素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1.	0.001	mg/L
	シアノ化合物	J I S K 0 1 0 2 3 8. (38. 1. 1を除く)	0.05	mg/L
	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
	トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	1, 2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	1, 1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	1, 1, 1-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	1, 1, 2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	1, 3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5	0.001	mg/L
	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0006	mg/L
	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0003	mg/L
	ベンゼン	J I S K 0 1 2 5	0.0005	mg/L
	セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 7.	0.001	mg/L
	ダイオキシン類	平成16年12月27日環境省告示第80号		pg-TEQ/L
	クロム及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 5. 1	0.02	mg/L
	銅及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 2.	0.02	mg/L
	亜鉛及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 3.	0.01	mg/L
	鉄及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 7.	0.1	mg/L
	マンガン及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 6.	0.1	mg/L
	ニッケル及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 9.	0.06	mg/L
	ふっ素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 3 4.	0.1	mg/L
	ほう素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 4 7.	0.02	mg/L

5-2. 含有試験（土壤汚染対策法に基づく分析）

項目	分析方法	定量下限	単位
検液作成	平成15年3月6日環境省告示第19号		
水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.15	mg/DSKg
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55	1.5	mg/DSKg
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54	1.5	mg/DSKg
六価クロム化合物	JIS K 0102 65. 2	2.5	mg/DSKg
砒素又はその化合物	JIS K 0102 61	1.5	mg/DSKg
シアン化合物	JIS K 0102 38 (38. 1を除く)	0.5	mg/DSKg
セレン又はその化合物	JIS K 0102 67. 2、67. 3、67. 4	1.5	mg/DSKg
ふつ素及びその化合物	JIS K 0102 34. 1 JIS K 0102 34. 1c ((6)第3文を除く) 及び昭和46年12月 環境庁告示第59号 付表	40	mg/DSKg
ほう素及びその化合物	JIS K 0102 47. 1、47. 3、47. 4	40	mg/DSKg
ダイオキシン類	平成11年12月27日環境省告示第68号 別表		pg-TEQ/DSg

6-2. 溶出試験（土壤汚染対策法に基づく分析）

項目	分析方法	定量下限	単位
溶出試料液作成	平成15年3月6日環境省告示第18号		
アルキル水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表 昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.0005	mg/L
水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55	0.001	mg/L
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54	0.002	mg/L
有機りん化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表	0.1	mg/L
六価クロム化合物	JIS K 0102 65. 2	0.01	mg/L
砒素又はその化合物	JIS K 0102 61	0.001	mg/L
シアン化合物	JIS K 0102 38 (38. 1、1を除く)	0.05	mg/L
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0005	mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2	0.001	mg/L
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0005	mg/L
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	0.001	mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2	0.0005	mg/L
1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2	0.0005	mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0005	mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.001	mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1	0.001	mg/L
チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0006	mg/L
シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0005	mg/L
チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表	0.0003	mg/L
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2	0.0005	mg/L
セレン又はその化合物	JIS K 0102 67. 2、67. 3、67. 4	0.001	mg/L
ふつ素及びその化合物	JIS K 0102 34. 1	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	JIS K 0102 47	0.02	mg/L
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号 付表	0.0002	mg/L

分析方法と定量下限値

7. 製品検査

7 - 1. 含有試験（スラグ）

	項 目	分析方法	定量下限	単位
1	水銀又はその化合物	JIS K0058-2	0.15	mg/DSKg
2	カドミウム又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
3	鉛又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
4	六価クロム化合物	JIS K0058-2	2.5	mg/DSKg
5	砒素又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
6	セレン又はその化合物	JIS K0058-2	1.5	mg/DSKg
7	ふつ素及びその化合物	JIS K0058-2	40	mg/DSKg
8	ほう素及びその化合物	JIS K0058-2	40	mg/DSKg

7 - 2. 溶出試験（スラグ）

	項 目	分析方法	定量下限	単位
1	溶出試料液作成	JIS K0058-1		
2	水銀又はその化合物	JIS K0058-1	0.0005	mg/L
3	カドミウム又はその化合物	JIS K0058-1	0.001	mg/L
4	鉛又はその化合物	JIS K0058-1	0.01	mg/L
5	六価クロム化合物	JIS K0058-1	0.04	mg/L
6	砒素又はその化合物	JIS K0058-1	0.001	mg/L
7	セレン又はその化合物	JIS K0058-1	0.001	mg/L
8	ふつ素及びその化合物	JIS K0058-1	0.08	mg/L
9	ほう素及びその化合物	JIS K0058-1	0.1	mg/L
10	pH	JIS K0058-1		

測定理由

下水汚泥溶融スラグの品質管理について（下第2516号平成18年4月3日）

7. 活性汚泥及び一般汚泥分析

	項目	分析方法	定量下限	表示桁	単位
活性汚泥	S V	下水試験方法	—	整数	%
	S S	下水試験方法	—	3	mg/L
	V S S	下水試験方法	—	3	mg/L
	S V I	下水試験方法	—	2	
	D O	下水試験方法	—	小数1位	mg/L
一般汚泥	S S	下水試験方法	—	3	mg/L
	乾燥試料中の強熱減量	下水試験方法	—	2	%
	p H	下水試験方法	—	小数1位	
	アルカリ度	下水試験方法	—	2	mg/L
	揮発性有機酸	下水試験方法	—	2	mg/L
	繊維状物（100メッシュ）	機械設備標準仕様書(日本下水道事業団) 準拠	—	小数1位	%
活性汚泥ならびに一般汚泥	T S	下水試験方法	—	3	mg/L
	全窒素	下水試験方法	10	2	mg/DSkg
		JIS K0102 45.1	0.1	2	mg/L
		JIS K0102 45.2	0.1	2	mg/L
	全りん	下水試験方法	5	2	mg/DSkg
		JIS K0102 46.3	0.1	2	mg/L
	シアノ化合物	平成24年環水大水発第120725002号 (底質調査方法) 準拠	0.2	2	mg/L
	総水銀	平成24年環水大水発第120725003号 (底質調査方法) 準拠	0.01	2	mg/L
	カドミウム及びその化合物	下水試験方法	0.5	2	mg/L
	鉛及びその化合物	下水試験方法	10	2	mg/L
	クロム及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	銅及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	亜鉛及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	鉄及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	マンガン及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	ニッケル及びその化合物	下水試験方法	5	2	mg/L
	砒素及びその化合物	下水試験方法	0.5	2	mg/L
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	下水試験方法	0.01	2	mg/L
	セレン及びその化合物	下水試験方法	0.5	2	mg/L

8. 再利用水検査方法

項目	検査方法
大腸菌	<p>上水試験方法に定める特定酵素基質培地法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O N P G 法 M M O - M U G 培地 ・ I P T G 添加 O N P G - M U G 培地 ・ X G a 1 法 X G a 1 培地 ・ ピルビン酸添加 X G a 1 - M U G 培地 <p>上記 4 培地があるが、特に指定しない。 市販されている測定キットを使用してもよい。</p>
大腸菌群数	<p><u>M F - エンドウ培地法</u></p> <p>菌数が少ない試料に対して適しており、測定操作が簡単である理由から、下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル（H2.3）にて指定されている。</p>
濁度	下水試験方法に定められた方法とする。
p H	下水試験方法に定められた方法とする。
外観	下水試験方法に定められた方法とし、不快でないことを、必ず人が確認する。
色度	下水試験方法に定められた方法とする。
臭気	下水試験方法に定められた方法とし、不快でないことを、必ず人が確認する。
残留塩素	下水試験方法に定められた方法とする。

* 下水処理水の再利用水質基準等マニュアルの運用方針 平成 18 年 4 月 3 日
大阪府都市整備部下水道課

第5章 分析値等の取り扱い

○ 月報・年報データの共通性を図るため有効数字、平均値の取り方並びに用語の定義について定める。

1. 分析データの取り扱い

有効数字	<ul style="list-style-type: none"> ・有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 ・報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 <p>(例) 定量下限値 0. 2 mg/Lの場合 実験値 0. 3 6 mg/L 小数2桁目を切り捨てて 0. 3 mg/Lとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・pHについては、小数点第2位以下を切捨て、小数点以下1桁までとする。 ・SS, 蒸発残留物は整数表示とする。整数未満の桁は切り捨てる。 *ただし次の項目については、報告下限値を下回る桁がある場合切り捨てないで有効数字2桁までとする。 (BOD, COD, T-N, 硝酸性窒素, 亜硝酸性窒素, アンモニア性窒素, T-P) *アンモニア性窒素等についてはまず(アンモニア性窒素×0.4+硝酸性窒素+亜硝酸性窒素)の合計値を求めた後に上記の桁数処理を行う。 ただし、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値に代えて“0”を測定値として扱う。
報告下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・定量下限値を報告下限値とする。
定量下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・定量下限値は<第4章>の表参照 ・定量下限値未満の値は不等号を用いて <定量下限値 とする (例) < 0. 2 mg/Lとする。 ただし、シアン含有量、アルキル水銀、P C B、総水銀は 定量下限値未満をNDと表記する。 (環境基準で検出されてはならない物質) * 上水道水源地域の場合有機リン化合物は定量下限値未満をNDとする。 *大腸菌群数：定量下限値未満は “0”と記入する。
検出下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・P R T R法指定物質のみ検出下限値を設定する。 (定量下限値の1/3とする。) ・検出下限値が設定されている物質においては 検出下限値以上 定量下限値未満の場合 <定量下限値 とする (例) < 0. 2 mg/Lとする。 検出下限値未満の場合 <数値(検出下限値) とする (例) < 0. 0 7 (検出下限値) mg/Lとする。

平均値	<ul style="list-style-type: none"> 平均値は有効数字2桁とし、3桁目を四捨五入する。 <p>(例) 平均の計算値 7. 3 5 mg/Lの場合 平均値は 7. 4 mg/Lとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均値を2桁るために、定量下限の桁である有効桁以下となる場合は有効桁まで表示しその下の桁について数値を四捨五入する。 <p>(例) 定量下限値 0. 2 mg/L (有効桁は小数一桁) 平均の計算値 0. 3 5 mg/Lの場合 平均値は 0. 4 mg/L</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均値が定量下限値に満たない場合 有効桁の下の桁について四捨五入を行ったうえで判断する。 <p>(例) 定量下限値 0. 1 mg/L (有効桁は小数一桁) 平均の計算値 0. 0 6 2 3 8 mg/Lの場合 平均値は 0. 1 mg/L</p> <ul style="list-style-type: none"> 透視度の平均値で、100度以上のデータを含む場合 その値を100度として計算する。 定量下限値は<第4章>の表参照 定量下限値未満のデータに、“0”を代入し計算する。 <p>*ただし有効数字のただし書きで指定された項目については有効数字2桁までとする。</p>
-----	--

2. P R T R 法における数値の取り扱い

P R T R 法における数値の取り扱い均値	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の算出（定量下限値未満等の場合） 検出下限値が設定されている物質においては 1／2として算出すること。 検出下限値未満の場合は、”0 mg/L”として算出すること。 P C B・総水銀・アルキル水銀については 定量下限値未満の場合は、”0 mg/L”として算出すること。 放流水量は総量規制で報告している量とする。 単位は m^3 整数とする。 <p>(P R T R 法届出に係る水質分析について (通知) 平成14年7月29日下水道課)</p>
------------------------	--

○水量データ等の取り扱いについて

月報・年報の水量データについて表示桁数については以下のとおり定める。

- | | | |
|------------------------------------|----------|------------------------|
| ①水量・汚泥量は整数表示とする。 | 単位 m^3 | (例) 12,345 m^3 |
| ②率表示は小数第一位表示とする。 | 単位 % | (例) 33.1% |
| ③薬品使用量は整数表示とする。 | 単位 kg | (例) 70,721kg |
| ④薬品添加率は小数第一位表示
もしくは有効数字2桁表示とする。 | 単位 % | (例) 24.5%
(例) 0.67% |

(例)

水量	整数表示とする 単位 m^3 例 <ul style="list-style-type: none">・ 総流入下水量・ 雨水排水量・ 流入下水量・ 放流水量・ 簡易処理放流水量・ 生物処理放流水量・ ろ過放流水量・ 定量下限値は<第4章>の表参照・ 高度処理水量（生物反応槽流入水量）
	返流水量
返送汚泥量 (返送率比)	整数表示 単位 m^3 (小数1桁 単位 %)
送気量 (送気率)	整数表示 単位 m^3 (小数1桁 単位 %)
循環水量 (循環率)	整数表示 単位 m^3 (小数1桁 単位 %)

参考資料：数値のまとめかた

○例：カドミウム 定量下限値 0.001mg/L, 検出下限値 0.0003mg/Lの場合

定量下限値以上の場合	0.012 mg/L
定量下限値未満 検出下限値以上の場合	<0.001 mg/L
検出下限値未満の場合	<0.0003 (検出下限) mg/L

○ 平均値の計算

*定量下限値未満のデータを含む場合

月	全リン (mg/L)	亜硝酸性窒素 (mg/L)
4	3.2	1.8
5	2.9	0.14
6	3.4	0.08
7	2.8	0.18
8	2.9	0.09
9	2.5	0.16
10	3.1	0.03
11	2.4	<0.01
12	2.8	0.04
1	3.2	<0.01
2	2.5	<0.01
3	2.7	1
合計	34.4	3.52
平均	2.9	0.29
計算例	(合計の計算) 3.2+2.9+···=34.4 (平均の計算) 34.4÷12=2.86666··· 2.86666 ≒ 2.9	(合計の計算) <0.01を0として計算 (平均の計算) 35.2÷12=0.29333333··· 0.29333333 ≒ 0.29

第6章 運転管理指標の計算式

指標	水處理	計算式
最初沈殿池 沈殿時間 [時間]	最初沈殿池容積 (m ³)	$= \frac{\text{最初沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{最初沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日)}} \times 2.4$
最初沈殿池 水面積負荷 [m ³ /m ²]	最初沈殿池表面積 (m ²)	$= \frac{\text{最初沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{最初沈殿池表面積 (m}^2)}$
最初沈殿池 越流負荷 [m ³ /m]	最初沈殿池流入水量 (m ³ /日)	$= \frac{\text{最初沈殿池の堰の長さ (m)}}{\text{最初沈殿池の堰の長さ (m)}}$
反応槽反応時間 (H.R.T) [時間]	反応槽容積 (m ³)	$= \frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{反応槽容積 (m}^3)} \times 2.4$
送気率 [%]	送風量 (m ³ /日)	$= \frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{送風量 (m}^3/\text{日})} \times 100$
返送率 [%]	返送汚泥量 (m ³ /日)	$= \frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{返送汚泥量 (m}^3/\text{日})} \times 100$
循環率 [%]	循環汚泥量 (m ³ /日)	$= \frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{循環汚泥量 (m}^3/\text{日})} \times 100$
循環比	返送汚泥量 (m ³ /日) + 循環水量 (m ³ /日)	$= \frac{\text{返送汚泥量 (m}^3/\text{日}) + \text{循環水量 (m}^3/\text{日})}{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日})}$
ステップ法 反応槽 平均MLSS [mg/L]	2段ステップ (均等容量、ステップ均等配分) 末端MLSS × {1.5 × 反応槽流入水量 (m ³ /日) + 2 × 反送汚泥量 (m ³ /日)} - 反応槽流入SS × 0.5 × 反応槽流入水量 (m ³ /日)	$= \frac{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日}) + 2 \times \text{反送汚泥量 (m}^3/\text{日})}{\text{生反流入水量 (m}^3/\text{日}) + 2 \times \text{反送汚泥量 (m}^3/\text{日})}$

指標	計算式
水處理	
BOD-SS負荷 [kg/kg・日]	= $\frac{\text{生反流水下水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{生反流入水 BOD (mg/L)}}{\text{反応槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}$ 標準活性汚泥法 : 好気槽 = $\frac{\text{生反流水下水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{生反流入水 BOD (mg/L)}}{\text{反応槽容積 (m}^3)}$ A O 法 : 好気槽 A 2 O 法 : 無酸素槽+好気槽
BOD-容積負荷 [kg/m}^3・日]	= $\frac{\text{生反流水下水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{生反流入水 BOD (mg/L)}}{\text{反応槽容積 (m}^3)}$
反応槽 固形物滞留時間 (SRT) [日]	= $\frac{\text{反応槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}{\text{余剩汚泥量 (m}^3/\text{日}) \times \text{余剩汚泥 SS (mg/L) + 处理水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{处理水 SS (mg/L)}}$
反応槽 固形物滞留時間 (A-SRT) [日]	= $\frac{\text{反応槽容積 (m}^3) \times \text{平均MLSS (mg/L)}}{\text{余剩汚泥量 (m}^3/\text{日}) \times \text{余剩汚泥 SS (mg/L) + 处理水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{处理水 SS (mg/L)}}$
PAC、硫酸ペンド 注入量 [mg/L]	= $\frac{\text{薬品注入量 (L/日)} \times \text{比重} \times \text{A12O3濃度 (\%)} \times 10}{\text{生反流水下水量 (m}^3/\text{日})}$
苛性ソーダ 注入量 [mg/L]	= $\frac{\text{薬品注入量 (L/日)} \times \text{比重}}{\text{生反流水下水量 (m}^3/\text{日})} \times 10^3$
最終沈殿池 沈殿時間 [時間]	= $\frac{\text{最終沈殿池容量 (m}^3)}{\text{最終沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日})} \times 24$
最終沈殿池 水面積負荷 [m}^3/m}^2]	= $\frac{\text{最終沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{最終沈殿池表面積 (m}^2)}$
最終沈殿池 越流負荷 [m}^3/m]	= $\frac{\text{最終沈殿池流入水量 (m}^3/\text{日})}{\text{最終沈殿池の堰の長さ (m)}}$
砂ろ過施設 ろ過速度 (m/day)	= $\frac{\text{ろ過水量 (m}^3/\text{日})}{\text{ろ過面積 (m}^2)}$
塩素注入率 [mg/L]	= $\frac{\text{薬品注入量 (L/日)} \times \text{有効塩素 (\%)} \times \text{比重}}{\text{対象水量 (m}^3/\text{日})} \times 10$ * 対象水量 = 放流水量 又は 砂ろ過投入水量

指標	計算式
汚泥処理	
濃縮槽 固形物負荷 [kg/m ³ ・日]	$= \frac{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥SS}(\text{mg/L})}{\text{濃縮槽表面積}(\text{m}^2)} \times 10^{-3}$ <p>を基本とし、状況を考慮し、下記の式を使用してもよい、</p> $= \frac{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg/L}) + \text{分離液量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{分離液SS}(\text{mg/L})}{\text{濃縮槽表面積}(\text{m}^2)} \times 10^{-3}$
濃縮槽 回収率 [%]	$= \frac{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg/L})}{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥SS}(\text{mg/L})} \times 100$ <p>を基本とし、状況を考慮し、下記の式を使用してもよい、</p> $= \frac{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg/L})}{\text{引抜汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{引抜汚泥SS}(\text{mg/L}) + \text{分離液量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{分離液SS}(\text{mg/L})} \times 100$
濃縮槽 汚泥滞留時間 [時間]	$= \frac{\text{濃縮槽容積}(\text{m}^3)}{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日})} \times 24$
機械濃縮機 回収率 [%]	$= \frac{\text{濃縮汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{濃縮汚泥SS}(\text{mg/L})}{\text{供給汚泥量}(\text{m}^3/\text{日}) \times \text{供給汚泥SS}(\text{mg/L})} \times 100$
機械濃縮機 時間供給量 [m ³ /hr・台]	$= \frac{\text{投入汚泥量}(\text{m}^3/\text{日})}{\text{機械運転時間(hr/日)}}$

指標	計算式
汚泥処理	
消化槽 消化日数 〔日〕	$= \frac{\text{消化槽容量} (\text{m}^3)}{\text{投入汚泥量} (\text{m}^3/\text{日})}$
消化槽 消化槽有機物負荷 [kg/m ³ ・日]	$= \frac{\text{投入汚泥量} (\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥 SS (mg/L)} \times \text{投入汚泥有機分} (\%)}{\text{消化槽容量} (\text{m}^3)}$
消化槽 投入有機物当たりの ガス発生量 [Nm ³ /VDSkg]	$= \frac{\text{ガス発生量} (\text{Nm}^3/\text{日})}{\text{投入汚泥量} (\text{m}^3/\text{日}) \times \text{投入汚泥 SS (mg/L)} \times \text{投入汚泥有機分} (\%)} \times 10^{-5}$
消化槽 消化率 [%]	$= \frac{\text{投入汚泥有機分} (\%) - \text{消化汚泥有機分} (\%)}{\text{投入汚泥有機分} (\%) \times (100 - \text{消化汚泥有機分} (\%))} \times 10^{-4}$
脱水 薬注率 [%/DS]	$= \frac{\text{薬品純度} 100 \% \text{換算添加量} (\text{kg})}{\text{脱水供給汚泥量} (\text{m}^3) \times \text{汚泥平均 SS (mg/L)}} \times 10^5$ 示り鉄、塩鉄、高分子凝集剤は製品 100 %純度とする。 (PAC の場合は液重で計算を行う)
遠心脱水機 脱水速度 [kg/h r・台]	$= \frac{\text{ケーキ量} (\text{t}/\text{日})}{\text{機械運転時間} (\text{hr}/\text{日})} \times 10^3$
ベルトプレス脱水機 ろ過速度 [kg/m・hr]	$= \frac{\text{投入汚泥 SS (\%)} \times \text{投入汚泥量} (\text{m}^3/\text{hr})}{\text{有効ろ布幅} (\text{m})} \times 1000$

第7章 規制基準値

(放流水に係る基準)

項目	単位	排水基準を定める省令	水質汚漏防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	水質汚漏防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る絶量規制基準(大阪府公示1026号)	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	下水道法施行令	窒素及びその化合物並びに硝及びその化合物に係る南振指導要綱
		その他地域	上水道水源地域				
pH		5.8~8.0(海域5~9)	5.8~8.8			5.8~8.8	
浮遊物質(SS)	mg/L	200(日間平均)150	日間平均10			40	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	160(日間平均)120	河川 日間平均20			計画放流水質※5、※8	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160(日間平均)120	海域 なわて、竜華 日間平均20 ※7		15.20 ※4	排水基準省令、条例と同様	
全窒素(T-N)	mg/L	120(日間平均)60			10.15.25 ※4	計画放流水質※6	日間平均 10.20.30 ※5
アンモニア性窒素(NH ₃ -N) ※×0.4+亜硝酸性 窒素+硝酸性 性窒素+硝酸性 窒素(NO ₂ -N)	mg/L	(アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性 窒素+硝酸性窒素) 100	(アンモニア性窒素× 0.4+亜硝酸性窒素+ 硝酸性窒素) 20			排水基準省令、条例と同様	
全リノ(T-P)	mg/L	16(日間平均)8			1.2.3 ※4	計画放流水質※6	日間平均 0.5.1.2 ※5
ノルマヘキサン抽出物質 動植物油脂類	mg/L	5 30	1.2.3 5.10	※2.7 ※2.7		排水基準省令、条例と同様 排水基準省令、条例と同様	
フタル酸類	mg/L	5	1.2.5	※3		排水基準省令、条例と同様	
ジカルボン酸 含有量	mg/L	1				排水基準省令、条例と同様	
アルカリ水銀	mg/L	検出されないこと				排水基準省令、条例と同様	
有機りん	mg/L	1		検出されないこと		排水基準省令、条例と同様	
かごしま 鉛	mg/L	0.03		0.003		排水基準省令、条例と同様	
鉛	mg/L	0.1		0.01		排水基準省令、条例と同様	
トリクロロ化フェニル(PCB)	mg/L	0.003		検出されないこと		排水基準省令、条例と同様	
六価クロム	mg/L	0.5		0.05		排水基準省令、条例と同様	
乱素	mg/L	0.1		0.01		排水基準省令、条例と同様	
緑水銀	mg/L	0.003		0.0005		排水基準省令、条例と同様	
四口	mg/L	2	2			排水基準省令、条例と同様	
鋼	mg/L	3	3			排水基準省令、条例と同様	
重鉛	mg/L	2	2			排水基準省令、条例と同様	
銅(溶解性)	mg/L	10	10			排水基準省令、条例と同様	
マンガン(溶解性)	mg/L	10	10			排水基準省令、条例と同様	
ふつ素及びその化合物	mg/L	15(海域)、8(海抜以外) ※1		0.8		排水基準省令、条例と同様	
ほう素及びその化合物	mg/L	230(海域)、10(海抜以外) ※1	10(海域)	1		排水基準省令、条例と同様	
トリクロロエチレン(TCE)	mg/L	0.1		0.01		排水基準省令、条例と同様	
トリクロロビニル(PCB)	mg/L	0.1		0.01		排水基準省令、条例と同様	
シクロロタ	mg/L	0.2		0.02		排水基準省令、条例と同様	
四塩化炭素	mg/L	0.02		0.002		排水基準省令、条例と同様	
1, 2-ジクロロジタン	mg/L	0.04		0.004		排水基準省令、条例と同様	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1 (H23.11.1~、変更前0.2)		0.1(H23.11.1~ 変更後0.02)		排水基準省令、条例と同様	
ジメチルジクロロエチレン	mg/L	0.4		0.04		排水基準省令、条例と同様	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	1			排水基準省令、条例と同様	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06		0.006		排水基準省令、条例と同様	
1, 3-ジクロロブタン	mg/L	0.02		0.002		排水基準省令、条例と同様	
チラム	mg/L	0.06		0.006		排水基準省令、条例と同様	
ジマシン	mg/L	0.03		0.003		排水基準省令、条例と同様	
チオベニルル	mg/L	0.2		0.02		排水基準省令、条例と同様	
ペニゼン	mg/L	0.1		0.01		排水基準省令、条例と同様	
セレン及びその化合物	mg/L	0.1		0.01		排水基準省令、条例と同様	
1-エトキサン	mg/L	0.5 (H24.11.25~)		0.05(H24.5.25~)		排水基準省令、条例と同様	
ダイオキシン類	ng-TEQ/L				10 ※9	ダイオキシン類特別別、条例と同様	
大腸菌群数	個/cn ³	3000(日間平均)				3000以下(日間平均)	
色又は臭気			放流水で支障をきたす色、臭気(有柔例等)			無害化同様	
ニッケル	mg/L	2	東大阪市条例 ※7			条例と同様	

現在渚みらいセンター上水道源地域の規制対象になっている。泉州臨海造成地域は北部、中部、南部渚みらいセンターが対象となっている。

既設届出事業場は、昭和49年1月1日において設置している特定事業場で中央、高槻、鳴尾、川俣、狹山、原田渚みらいセンターが対象となっている。

※1 海域の対象は北部、中部、南部渚みらいセンターが対象となっている。

区分	上水道水源、泉州臨海造成地域	それ以外一般地域
既設届出事業場 5000m ³ /日以上	猛毒油	2 3
既設届出事業場 5000m ³ /日以上	動植物油	10 10

※3 泉州臨海造成区域にあたる既設事業場は2、一般地域内にあたる既設事業場は5

※4 水質汚漏防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る絶量規制基準(大阪府公示1026号)によるそれぞれのC値

区分	窒素	磷
既設届出事業場 (平成8年10月1日において設置している特定事業場)	窒素又は硝除去を目的とした処理施設を有する それ以外	20 30 2
新設届出事業場	5000m ³ /日未満 5000m ³ /日以上	10 1 10 0.5

区分	水のみらいセンター
BOD	港、港池(第2系)、今池(2系、3系分)、狭山(社口-1~2大井、中部、南部、なわて、竜華 原田、中央、高槻、鳴尾、川俣、川原、今池(1系、2系)、今池(3系)、狭山(社口-1-1~3)、北部
T-N	今池(2系3系分)、狭山(社口-1~2大井、中部、なわて、竜華 中央、高槻、港、港池、川原、今池(1系)、狭山(社口-1-1~3)、北部
T-P	港池(2系)、今池(2系3系分)、狭山(社口-1~2大井、中部、南部、なわて、竜華 中央、高槻、港、港池(1系)、川原、今池(1系)、狭山(社口-1-1~3)、北部

※7 府条例で基準値日平均20設定されているが現在、なわて、竜華を除く府下流域全ての水のみらいセンターは基準日(平成6年11月1日)までの設置として未規制

※8 合流式下水道の雨天時負荷平均40mg/L ただし川俣MCは平成36年3月31日まで、それ以外は平成26年3月31日までは 70mg/L

※9 南部MC なわてMC 竜華MC については現在対象設備及び対象事業場の流入がないため、規制対象外

原田水のみらいセンターは兵庫県と調整

水質汚濁防止法 総量規制基準値 (H29.3末現在)

水みらいセ ンター 下水処理場 名	処理方式	項目	届出最大排水量(m ³ /日)				C値			総量 規制基準 値 (kg/日)
			全量	Qo	Qi	Qj	適用区分	Cco	Cci	
原田	標準活性汚泥法	COD	166,900	0	0	0	通常	20	20	20
		窒素	166,900	166,900	0	0	通常	25	10	
		りん	166,900	0	0	0	通常	2	1	
	嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	188,600	0	0	0	高度	15	15	15
		窒素	188,600	188,600	0	0	高度	15	10	
		りん	188,600	0	0	0	高度	1	1	
	凝集剤併用ステップ流入式多段脱窒法 +急速ろ過	COD	0	0	70,000	70,000	高度	15	15	15
		窒素	70,000	0	70,000	0	高度	15	10	
		りん	0	70,000	0	0	通常	1	1	
原田水みらいセンター合計			355,500	0	70,000	70,000				7,217.0
	窒素	425,500	355,500	70,000	70,000				7,701.50	
	りん		355,500	70,000					592.40	
中央	A-2系 (4-5-6) 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	52,250	104,500	0	0	高度	15	15	15
		窒素	156,750	156,750	0	0	通常	25	10	
		りん	156,750	0	0	0	通常	2	1	
	A-2系 (3) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	73,860	73,860	高度	15	15	15
		窒素	73,860	73,860	0	0	高度	15	10	
		りん	73,860	0	0	0	高度	1	1	
	A-2系 (2) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	25,500	25,500	高度	15	15	15
		窒素	25,500	0	25,500	0	高度	15	10	
		りん	0	25,500	0	0	高度	1	1	
中央水みらいセンター合計			52,250	104,500	99,360	99,360				3,841.65
	窒素	256,110	230,610	25,500	25,500				5,281.65	
	りん		230,610	25,500					412.86	
高槻	A系 標準活性汚泥法	COD	23,760	0	0	0	通常	20	20	20
		窒素	23,760	23,760	0	0	通常	25	10	
		りん	23,760	0	0	0	通常	2	1	
	B系 標準活性汚泥法	COD	73,180	0	0	0	通常	20	20	20
		窒素	73,180	73,180	0	0	通常	25	10	
		りん	73,180	0	0	0	通常	2	1	
	E系 (1/2) 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	0	0	55,435	55,435	高度	15	15	15
		窒素	55,435	55,435	0	0	通常	25	10	
		りん	55,435	0	0	0	通常	2	1	
	E系 (1/2) 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	0	0	55,435	55,435	高度	15	15	15
		窒素	55,435	55,435	0	0	通常	25	10	
		りん	55,435	0	0	0	通常	2	1	
	D系 凝集剤併用型ステップ流入多段式硝化脱窒 法+急速ろ過	COD	0	0	28,760	28,760	高度	15	15	15
		窒素	28,760	0	28,760	0	高度	15	10	
		りん	0	28,760	0	0	高度	1	1	
高槻水みらいセンター合計(D系含む)			96,940	0	139,630	139,630				4,033.25
	窒素	236,570	207,810	28,760	28,760				5,482.85	
	りん		207,810	28,760					444.38	
渚	A系(1-6) 標準活性汚泥法+曝気付疊間接触酸化池 +急速ろ過	COD	0	65,200	0	0	高度	15	15	15
		窒素	65,200	65,200	0	0	通常	25	10	
		りん	65,200	0	0	0	通常	2	1	
	A系(7-8) 標準活性汚泥法+曝気付疊間接触酸化池 +急速ろ過	COD	0	0	21,800	21,800	高度	15	15	15
		窒素	21,800	21,800	0	0	通常	25	10	
		りん	21,800	0	0	0	通常	2	1	
	B-1系 (1-8) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	55,520	55,520	高度	15	15	15
		窒素	55,520	55,520	0	0	高度	15	10	
		りん	55,520	0	0	0	高度	1	1	
	B-2系 (1-8) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	55,520	55,520	高度	15	15	15
		窒素	55,520	0	55,520	0	高度	15	10	
		りん	0	55,520	0	0	高度	1	1	
渚水みらいセンター合計			0	65,200	132,840	132,840				2,970.60
	窒素	198,040	142,520	55,520	55,520				3,563.00	
	りん		142,520	55,520					285.04	
なわて	1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	38,000	38,000	高度	15	15	15
		窒素	38,000	0	38,000	0	高度	15	10	380.00
		りん	0	38,000	0	0	高度	1	1	
	2系 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 +急速ろ過	COD	0	0	38,000	38,000	高度	15	15	15
		窒素	38,000	0	38,000	0	高度	15	10	380.00
		りん	0	38,000	0	0	高度	1	1	38.00
	なわて水みらいセンター合計	COD	0	0	76,000	76,000				1,140.00
		窒素	76,000	0	76,000	0				760.00
		りん	0	76,000	0	0				76.00
鴻池	A・B系 標準活性汚泥法	COD	161,000	0	0	0	通常	20	20	20
		窒素	161,000	161,000	0	0	通常	25	10	
		りん	161,000	0	0	0	通常	2	1	
	C系 標準活性汚泥法	COD	75,000	75,000	0	0	通常	20	20	20
		窒素	75,000	75,000	0	0	通常	25	10	
		りん	75,000	0	0	0	通常	2	1	
	D・E系 嫌気好気活性汚泥法(AO法)+急速ろ過	COD	95,000	0	0	0	高度	15	15	15
		窒素	95,000	95,000	0	0	通常	25	10	
		りん	95,000	0	0	0	高度	1	1	
鴻池水みらいセンター合計			331,000	0	0	0				6,145.00
	窒素	331,000	331,000	0	0				8,275.00	
	りん	331,000	0	0	0				567.00	
竜華	嫌気無酸素好気法+生物膜ろ過	COD	0	0	138,000	138,000	高度	15	15	15
		窒素	138,000	0	138,000	0	高度	15	10	1,380.00
		りん	0	138,000	0	0	高度	1	1	138.00

水質汚濁防止法 総量規制基準値 (H29.3末現在)

水みらいセンター 下水処理場 名	処理方式	項目	届出最大排水量(m ³ /日)				C値			総量 規制基準 値 (kg/日)	
			全量	Qo	Qi	Qj	適用区分	Cco	Cci		
川俣	A系-I、II ステップエアレーション法+急速ろ過	COD	110,000	0	0	0	高度	15	15	15	
		窒素	110,000	0	0	0	通常	25	10		
		りん	110,000	0	0	0	通常	2	1		
	A系-III ステップエアレーション法	COD	61,000	0	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	61,000	0	0	0	通常	25	10		
		りん	61,000	0	0	0	通常	2	1		
	B系-IV、V ステップエアレーション法	COD	0	105,000	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	105,000	0	0	0	通常	25	10		
		りん	105,000	0	0	0	通常	2	1		
	B系-VI、VII ステップエアレーション法	COD	0	0	104,000	0	通常	20	20	20	
		窒素	104,000	0	0	0	通常	25	10		
		りん	104,000	0	0	0	通常	2	1		
川俣水みらいセンター合計			COD	171,000	105,000	104,000				7,050.00	
			窒素	380,000	0	0				9,500.00	
			りん	380,000	0	0				760.00	
今池	1系 標準活性汚泥法	COD	40,000	0	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	40,000	40,000	0	0	通常	25	10		
		りん	40,000	0	0	0	通常	2	1		
	2系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	30,000	0	0	高度	15	15	15	
		窒素	30,000	30,000	0	0	高度	15	10		
		りん	30,000	0	0	0	高度	1	1		
	3系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	136,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	136,000	68,000	68,000	0	高度	15	10		
		りん	68,000	68,000	0	0	高度	1	1		
今池水みらいセンター合計			COD	40,000	30,000	136,000				3,290.00	
			窒素	206,000	138,000	68,000				3,150.00	
			りん	138,000	68,000	0				246.00	
大井	I系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	50,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	50,000	50,000	0	0	高度	15	10		
		りん	50,000	0	0	0	高度	1	1		
	II系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	50,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	50,000	50,000	0	0	高度	15	10		
		りん	50,000	0	0	0	高度	1	1		
大井水みらいセンター合計			COD	0	0	100,000				1,500.00	
			窒素	100,000	100,000	0				1,500.00	
			りん	100,000	0	0				100.00	
狭山	I系 標準活性汚泥法	COD	30,000	0	0	0	通常	20	20	20	
		窒素	30,000	30,000	0	0	通常	25	10		
		りん	30,000	0	0	0	通常	2	1		
	II-1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	40,750	0	高度	15	15	15	
		窒素	40,750	40,750	0	0	高度	15	10		
		りん	40,750	0	0	0	高度	1	1		
狭山水みらいセンター合計			COD	30,000	0	81,500				1,822.50	
			窒素	111,500	70,750	40,750				1,768.75	
			りん	70,750	40,750	0				141.50	
北部	1系 標準活性汚泥法+急速ろ過	COD	45,000	45,000	0	0	高度	15	15	15	
		窒素	45,000	45,000	0	0	通常	25	10		
		りん	45,000	0	0	0	高濃度	3	1	135.00	
	2系・3系(1/2) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	84,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	84,000	84,000	0	0	高度	15	10		
		りん	84,000	0	0	0	高濃度	3	1	252.00	
	3系(1/2)・4-1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	56,000	0	高度	15	15	15	
		窒素	56,000	0	56,000	0	高度	15	10		
		りん	0	56,000	0	0	高度	3	1	56.00	
北部水みらいセンター合計			COD	0	0	32,000				480.00	
			窒素	32,000	0	32,000				320.00	
			りん	0	32,000	0					
中部	1系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過+オゾン処理	COD	0	45,000	172,000	0	高濃度	20	20	20	
		窒素	217,000	129,000	88,000	0				3,265.00	
		りん	129,000	88,000	0	0				475.00	
	2系 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	15,000	0	0	高度	15	10		
		窒素	15,000	0	0	0	高度	1	1		
		りん	15,000	0	0	0	高濃度	20	20	20	
	中部水みらいセンター合計	COD	0	10,000	45,200	0	高濃度	20	20	20	
		窒素	55,200	55,200	0	0	高度	15	10		
		りん	55,200	0	0	0	高度	1	1		
中部水みらいセンター合計			COD	0	25,000	45,200				1,404.00	
			窒素	70,200	70,200	0				1,053.00	
			りん	70,200	0	0				70.20	
南部	1系(1-4) 嫌気無酸素好気法+急速ろ過	COD	0	0	25,400	0	高度	15	15	15	
		窒素	25,400	25,400	0	0	高度	15	10		
		りん	25,400	0	0	0	高度	1	1	25.40	

水みらいセンター別処理水有効利用用途

水みらいセンター名	利用箇所	適用用途	施設基準	対象	備考
原田	スカイランド	修景 散水	砂ろ過	○ ×	系統が同じであるため実質的に該当
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	新豊島川	修景	砂ろ過		場外利用 (豊中市)
中央	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	場内修景	修景	砂ろ過	×	一般開放なし
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	ガランド水路	修景	砂ろ過		場外利用 (摂津市)
	元茨木川緑地	散水	砂ろ過		場外利用 (茨木市)
	島地区	修景	砂ろ過		場外利用 (茨木市)
	旧中西家周辺水路	修景	砂ろ過		場外利用 (吹田市)
高槻	正雀川	河川	砂ろ過		場外利用 (吹田市)
	せせらぎ緑地	修景	砂ろ過	○	
	自然池	修景	砂ろ過	○	
	スカイランド	修景	砂ろ過	○	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
渚	場内散水 (南系)	散水	砂ろ過	×	
	場内散水 (北系)	散水	砂ろ過	—	×
	いこいの広場	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	試験田	—	砂ろ過	×	特定利用
なわけ	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	安定池、せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	京阪枚方市駅及び周辺	水洗・修景	砂ろ過		場外利用 (枚方市・京阪電鉄)
	ラボールひらかた	水洗	砂ろ過		場外利用 (枚方市) (熱源)
	場内散水	散水	砂ろ過	○	
	水みらい緑地トイレ	水洗	砂ろ過	×	
鴻池	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	注意表示が必要
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	讃良川上流	—	砂ろ過		場外利用 (四條畷市)
	上川上流・下流	—	砂ろ過		場外利用 (四條畷市)
	十二水路	—	砂ろ過		場外利用 (寝屋川市)
	十一号水路	—	砂ろ過		場外利用 (大東市) 平成25年度接続
	スカイランド	散水	砂ろ過	×	
川俣	鴻池水みらい緑地	水洗	砂ろ過	○	注意表示が必要
	ふれあいプラザ	修景	砂ろ過	×	
	鴻池井路	親水・修景	砂ろ過		場外利用 (東大阪市)
	御領水路	親水・修景	砂ろ過		場外利用 (大東市)
	スカイランド	修景	繊維ろ過	○	
竜華	Q水くん	散水	繊維ろ過	×	注意表示が必要
	散水	繊維ろ過	○		
	竜華せせらぎ緑道	親水・散水	オゾン処理	○	平成25年度供用
	長吉ポンプ場Q水くん	散水	生物膜ろ過	○	平成27年度供用
	竜華地区せせらぎ等	親水・散水回水洗	オゾン処理		場外利用 (八尾市)
	上部利用施設	水洗・散水	オゾン処理		場外利用 (上部利用業者)
	長瀬川	—	生物膜ろ過		場外利用 (東大阪市)
	中環の森	散水	生物膜ろ過		場外利用 (八尾土木)
	楠根川	—	生物膜ろ過		場外利用 (八尾市)
	八尾市内水路	修景・水洗・散水	生物膜ろ過		場外利用 (八尾市)
今池	大正川	親水・河川維持用水	生物膜ろ過		場外利用 (大阪市)
	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
大井	風の広場	水洗	砂ろ過	○	
	ふれあいランド	修景	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
狭山	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	農業水路	—	—	×	特定利用 (大阪狭山市)
湾岸北部	せせらぎ	修景	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
湾岸中部	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	場内散水	散水	砂ろ過	×	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
湾岸南部	めだか池	修景	砂ろ過	○	
	場内、築堤散水	散水	砂ろ過	×	
	Q水くん	散水	砂ろ過	○	
	管理棟	水洗	砂ろ過	×	
	なみはやグラウンド	散水	砂ろ過		泉南市に管理委託
	サザンスタジアム	散水	砂ろ過		場外利用 (泉南市)
		水洗	砂ろ過		

○は水質測定対象

平成29年4月1日時点

再利用水 水質・施設基準

	基準適用箇所	水洗用水	散水用水	修景用水	親水用水
大腸菌	再生処理 施設出口	不検出 ¹⁾	不検出 ¹⁾	備考参照 ¹⁾	不検出 ¹⁾
濁度		(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	(管理目標値) 2度以下	2度以下
pH		5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
外観		不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
色度		— ²⁾	— ²⁾	40度以下 ²⁾	40度以下 ²⁾
臭気		不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾	不快でないこと ³⁾
残留塩素	責任分界点	(管理目標値) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 ⁴⁾	(管理目標値 ⁴⁾) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 ⁵⁾	備考参照 ⁴⁾	(管理目標値 ⁴⁾) 遊離残留塩素 0.1mg/L又は結合 残留塩素0.4mg/L 以上 ⁵⁾
施設基準		砂ろ過施設又は 同等以上の機能 を有する施設を 設けること	砂ろ過施設又は 同等以上の機能 を有する施設を 設けること	砂ろ過施設又は 同等以上の機能 を有する施設を 設けること	凝集沈殿+砂ろ 過施設又は同等 以上の機能を有 する施設を設け ること
備考		1)検水量は100mL とする (特定酵 素基質培地法) 2)利用者の意向 等を踏まえ、必 要に応じて基準 値を設定 3)利 用者の意向を踏 まえ、必要に応 じて臭気強度を 設定 4)供給 先で追加塩素注 入を行う場合は 個別の協定等に 基づくこととし てもよい	1)検水量は100mL とする (特定酵 素基質培地法) 2)利用者の意向 等を踏まえ、必 要に応じて基準 値を設定 3)利 用者の意向を踏 まえ、必要に応 じて臭気強度を 設定 4)消毒 の残留効果が特 に必要な場合 には適用しない 5)供給先で追加 塩素注入を行 う場合は個別の 協定等に基づく こととしてもよい	1)暫定的に現行 基準 (大腸菌群 数 1000CFU/100ml) を採用 2)利用者の意向 等を踏まえ、必 要に応じて基準 値を設定 3)利 用者の意向を踏 まえ、必要に応 じて臭気強度を 設定 4)生態 系保全の観点か ら塩素消毒以外 の処理を行 う場合があること 及び人間が触れる ことを前提とし ない利用である ため規定しない	1)検水量は100mL とする (特定酵 素基質培地法) 2)利用者の意向 等を踏まえ、必 要に応じて基準 値を設定 3)利 用者の意向を踏 まえ、必要に応 じて臭気強度を 設定 4)消毒 の残留効果が特 に必要な場合 には適用しない 5)供給先で追加 塩素注入を行 う場合は個別の 協定等に基づく こととしてもよい

○下水処理水の再利用水質基準等マニュアルの運用方針

平成18年4月3日

大阪府都市整備部下水道課

<焼却施設>

地域区分	センター名	形式	炉番号・系列	所在地	大気汚染防止法令別表1の項目号 (施設の種類)	大阪府生活環境の最全等に 関する条例施行規則別表第3 の項(有害物質)	設置年月日 (工事着手年月日)	引継年月日 (試運転開始年月日)
A地域	原田	流動焼却炉 流動燃焼炉	第1・2系列(汚泥) 第3系列	豊中市原田西町1-1	13 13	10-イ 10-イ	H17 H24	
B地域	中央	コクスベッド式溶融炉 コクスベッド式溶融炉 コクスベッド式溶融炉 流動焼却炉(加圧炉) ボイラ 小型真流ボイラ 小型真流ボイラ	2号 3号 4号 1号 2号炉用 4号炉用 4号炉用	茨木市富島3丁目1-1	13 13 13 13 1 1 1	10-イ 10-イ 10-イ 10-イ — — —	H15.9.1 H6.2.1 H7.5.20 H25.9.17 H15.9.1 H7.5.20 H7.5.20	H17.4.1 H7.9.1 H9.4.1 H28.3.1 H17.4.1 H9.4.1 H9.4.1
	高槻	流動床焼却炉 (旋回流溶融炉(灰溶融炉)) 流動床焼却炉 (旋回流溶融炉(灰溶融炉))	1系 1系 2系 2系	高槻市香田2丁目1-1	13 13	10-イ 10-イ	H10.10.9 H7.9.12	H12.9.1 (H12.9.13) H8.10 (H8.1.27)
A地域	渚	コクスベッド式溶融炉 流動床焼却炉 流動床焼却炉	3系 1系 4系	枚方市渚内野4丁目10-1	13 13 13	10-イ 10-イ 10-イ	H10.3.1 H23.10.1 H20.5.1	H11.9.1 H28.3.1 H21.12.1
	鴨池	立型流動床焼却炉 立型流動床焼却炉 立型流動床焼却炉 ボイラ	1号 2号 3号	東大阪市北鴨池町1-18	13 13 13 1	10-イ 10-イ 10-イ —	H9.12.1 H11.3.31 H17.5.23 H9.6.27	H11.4.1 H14.4.1 H18.4.1
	川俣	流動層式焼却炉 流動層式焼却炉 流動層式焼却炉 流動層式焼却炉	B-I系 B-II系 B-III系 A-IV系	東大阪市川俣2丁目1-1	13 13 13 13	10-イ 10-イ 10-イ 10-イ	H8.7.1 H11.11 H13.9 (H24.4)	H9.4.1 (H9.5) H13.3 (H13.2) H15.3 (H14.12) H26.4.1
	今池	流動床焼却炉 流動床焼却炉	2号 3号	松原市天美西7丁目265-1	13 13	10-イ 10-イ	H9.3.13 H18.4.28	H10.3.14 H21.1.23
B地域	大井	流動床焼却炉	1系	麻生市西大井1丁目407-1	13	10-イ	H9.3.31 変更届 H26.10.8受理日)	H9.7.10 変更届 H26.12.18
	狭山	流動床焼却炉 流動床焼却炉	No.1 No.2	大阪狭山市東池尻6丁目1847 大阪狭山市東池尻6丁目1647	13 13	10-イ 10-イ	S53.8.31 H13.11.1	S54.4.1 H15.4.1 (H14.10.1)
A地域	北部	堅型回転式表面溶融炉 流動床焼却炉 流動床焼却炉 流動床焼却炉(加圧炉) ボイラ(炉筒煙管式) ボイラ(炉筒煙管式) ボイラ(炉筒煙管式) ボイラ(間接加熱式熱風発生炉)	3系 4系 5系 1系 1号補助ボイラ 2号補助ボイラ 3号補助ボイラ 3号空気加熱炉	泉北郡忠岡町新浜3丁目	13 13 13 13 1 1 1 1	10-イ 10-イ 10-イ 10-イ — — — —	H14.4.1 H20.10.24(届出受理日) H28.7.25(届出受理日) R1.8.1 H1.1.10 H6.5.28 H7.11.2 H2.12.1 H5.6.28 H7.11.3	H7.11.1 H16.11.1 H23.9.23
	中部	—		貝塚市二色南町6-1				
	南部	—		泉南市りんくう南浜1番				

A地域	大気汚染防止法 別表第3号の 地域
B地域	大気汚染防止法 別表第3号の 地域

1 ボイラ
9 窯業製品の製造の用に供する焼成炉
13 廃棄物焼却炉

10-イ 大気汚染防止法施行令別表第1の第13の項に掲げる廃棄物焼却炉

焼却能力		届出 排出ガス量 (乾max)	伝熱面積	使用する原燃 料	Ho(排出口の 実高さ)	b (排出口の中心か らその至近にあ る建物の実高さ) (排水口の中心か らその至近にあ る建物の実高さ) (排水口の中心か ら排水口まで の水平距離)	c (建物の中心 から排水口まで の水平距離)	d (排水口の中心 から排水口まで の水平距離)	使用状況	備考
t/日	汚泥合水率(%)	DSt/日	m ³ /h	m ²		m	m	m		
50 110	78 82			下水汚泥 A重油 "						
40 (110) 40 (78) 20 (80) 100	40 (78) 40 (78) 40 (85) 78	24 24 12 78	11,302 11,305 6,535 11,643	9.5 9.5 9.5	下水汚泥 コーグス " " 下水汚泥 都市ガス 灯油 灯油 灯油	24.0 23.5 22.5 25	270 110 29 150	— — — —	H28.7休止 H28.7休止	茨木環境へ休止届提出 H28.7.14 茨木環境へ休止届提出 H28.7.14
90 4 90 4	78 78	20 20	8,817 7,239		下水汚泥 A重油 汚泥焦灰 下水汚泥 A重油 汚泥焦灰	27.7 27.7	84.5 84.5	18.2 18.2	81 81	1系と2系は集合排出 1系と2系は集合排出 2号炉高温化工事に伴い休止記載(H27.5.2)
max 30 (75) 95 95	40 (80) 79 79	15	15,023 18,422 18,422		下水汚泥 下水汚泥都市ガス 下水汚泥都市ガス	24.3 20 20	120 67 150	— — —	H26.2.16休止	
130 130 100	76 77.1 79.4	31 30 21	9,750 13,845 10,799		下水汚泥 A重油 " " A重油	20.05 20.05 20(20.05)	50 50 100	17.85 17.85 17.85	80 80 130	1号炉と2号炉は集合排出 稼働せず
80 90 90 70	76 76 76 76	22 22 22 17	7,316 7,242 12,556 9,877		下水汚泥 A重油 " " "	40 40 40 40	50 50 50 50	23.7 23.7 23.7 23.7	77.2 77.2 77.2 77.2	B系集合排出
85 90	80 80	17 18	10,414 17,468		下水汚泥 A重油 "	40.6 30	140 150	3 3	200 200	
65	78 75	14 16	11,774 15,347		下水汚泥 A重油	20	24.6	—	—	(し渣MAX5%) H26長寿命化工事実施
45 70	75 78	11 15	5,015 15,021		下水汚泥 A重油 下水汚泥 都市ガス	20 21	11 40	15	60	休止 (し渣MAX5%)
max 50 183 180 205	20 78	35 35	14,300.4 25,700 29,800 19,741 1,503 4,611 1,503 5,752.1	30 30 30 30 23.9(23) 23 23.9(23) 22	下水汚泥 下水汚泥 下水汚泥 下水汚泥 都市ガス 都市ガス 灯油 灯油 灯油 灯油	30 30 30 30 海側180 陸側330 海側180 陸側330 海側160 陸側330 海側105 陸側360	海側70 陸側420 — — — — — — — —	— — — — — — — —		1号補助ボイラ、3号補助ボイラ煙突共通

ダイオキシン類対策特 別措置法	大気汚染防止法													
	ばいじん			硫黄酸化物			有害物質			水銀等		大気汚染防止法に基づく 能量規制(※1)		
	測定回数	ばいじん (O ₂ 換算値)	標準酸素 濃度On	測定回数	硫黄酸化物排出量(g) (Kの値)	(Kの値)	測定回数	窒素酸化物 (O ₂ 換算値)	標準酸素 濃度On	塩化水素 (O ₂ 換算値)	測定回数	水銀等 (O ₂ 換 算値)	硫黄酸化物	窒素酸化物
ng-TEQ/m ³ N	回以上/年	g/Nm ³	%		Nm ³ /h			ppm	%	mg/m ³		μg/m ³		
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
10	2	0.25	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
10	2	0.25	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
—	—	△	△	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	—	—	—	—	—	—	○	—
—	—	△	△	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	—	—	—	—	—	—	○	—
—	—	△	△	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	—	—	—	—	—	—	○	—
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
—	2	0.15	0.8	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
10	2	0.25	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
1	2	0.08	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.75	2	250	12	700	2	50	○	—
5	2	0.15	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
0.1	6	0.04	12	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	250	12	700	2	50	○	○
—	2	0.15	0.8	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
—	2	0.15	0.8	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
—	2	0.15	0.8	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○
—	2	0.15	0.8	—	K*10 ⁻³ *He2	1.17	2	180	4	—	—	—	○	○

<ダイオキシン類>			
H12.1.16以降に設置されたもの(新設)			
4t/h以上	0.1		
2t/h～4t/h	—		
2t/h未満	5		
H9.12.26からH12.1.16までに設置されたもの(既設)			
4t/h以上	0.1		
2t/h～4t/h	1		
200kg/h以上2t/h未満	5		
200kg/h未満	10		
H9.1.21以前に設置されたもの(既設)			
4t/h以上	1		
2t/h～4t/h	5		
2t/h未満	10		

<ばいじん>			
H.10.7.1以降設置			
4t/h以上	0.04		
2t/h～4t/h	0.09		
2t/h未満	0.15		
S.46.6.24～H.10.6.30			
A地域	B地域	C地域	D地域
4t/h以上	0.08	0.08	0.08
2t/h～4t/h	0.15	0.15	0.15
2t/h未満	0.15	0.25	—

△:当分の間Onは0%と同じ値

ボイラー	
排ガス横壁1万m ³ /h未満のボイラー(重油その他の液体燃料を燃焼させるもの及びガスと液体燃料を混焼させるもの)	
S57.6.1以降設置	
A地域	0.15
B地域	0.30
当分の間Onは0%と同じ値	

小型ボイラー(伝熱面積10m²未満で燃焼能力が50L/h以上のもの)及び、灯油又はA重油を専焼又は混焼せるものは適用除外。

(悪臭物質に係る基準)

(1/2)

センター名		水みらいセンターナンバーコード	用途	所在地	敷地境界 (1号規制)	排出口 (2号規制)	排出水 (3号規制)
原田	MC	原田		豊中市原田西町1-1	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
中央	MC	中央		茨木市宮島3丁目1-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
	PS	岸部 穂積 味舌 攝津	汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水	吹田市南正3丁目5-1 茨木市下穂積1丁目180 摂津市正4丁目15-10 摂津市鳥飼本町2丁目13-31	臭気指数規制 臭気指数規制 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	臭気指数規制 臭気指数規制 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	臭気指数規制 臭気指数規制 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
高槻	MC	高槻		高槻市番田2丁目1-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
	PS	前島 安威川左岸	雨水 処理水放流	高槻市前島4丁目30-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
渚	MC	渚		枚方市渚内野4丁目10-1	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
	PS	石津中継	放流	寝屋川市石津中町29-1	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
鴻池	MC	鴻池 なわて		東大阪市北鴻池町1-18 四條畷市大字寺12番地の1	物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
	PS	菊水 太平 水野 桑才 茨田 萱島 深野北 枚方中継 寝屋川中継	汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水	守口市菊水通1丁目2-4 寝屋川市貴良西町7番21号 大東市大東町2-1 門真市東田町15-1 大阪市鶴見区諸口5丁目2-27 寝屋川市東神田町193-1 大東市深野北2丁目171-4 枚方市南中振2丁目435-3 寝屋川市豊里町38-2	物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 臭気指数規制 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 臭気指数規制 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 臭気指数規制 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
川俣	MC	川俣 竜華		東大阪市川俣2丁目1-1 八尾市竜華町2丁目2番55号	物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α	物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
	PS	小阪 川俣 新家 寺島 長吉 新池島 小阪合 深野 埴付	汚水・雨水 雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水・雨水 汚水	東大阪市若江西新町1丁目11-21 東大阪市川俣3丁目4-37 八尾市新家町1丁目97 東大阪市西鴨池町4丁目2-20 八尾市南角井町3丁目1-56 東大阪市新池島町4丁目3-35 八尾市南小阪合町1丁目2-7 大東市南新田1丁目4-8 東大阪市中石切町7丁目2-18	物質濃度規制(22物質)+ α 物質濃度規制(22物質)+ α	物質濃度規制(13物質)+ α 物質濃度規制(13物質)+ α	物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質) 物質濃度規制(4物質)
今池	MC	今池		松原市天美西7丁目265-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
大井	MC	大井		藤井寺市西大井1丁目407-1	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
	PS	川面中継 小阪合中継	汚水 污水	富田林市川面町2丁目3389 千早赤阪村大字子牧68番地808	物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	
狭山	MC	狭山		大阪狭山市東池尻6丁目1647	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
	PS	錦郡中継 長野中継	汚水 污水	富田林市錦織東3丁目10-4 河内長野市喜多町7番地の2	物質濃度規制(22物質) 物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質) 物質濃度規制(13物質)	
北部	MC	北部		泉北都忠岡町新浜3丁目	物質濃度規制(22物質) (一部岸和田市側臭気指数規制)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
	PS	和泉中継	汚水	和泉市三林町1066	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	
中部	MC	中部		貝塚市二色南町6-1	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
南部	MC	南部		泉南市りんくう南浜1番	臭気指数規制	臭気指数規制	臭気指数規制
	PS	淡輪中継 深日中継	汚水 污水	泉南郡岬町淡輪4328-1 泉南郡岬町深日773-20	臭気指数規制 臭気指数規制	臭気指数規制 臭気指数規制	

+ α : 指導要綱で臭気指数規制
2号規制の対象は有効は排出口高さ5m以上
各施設が対象であるか否かは未確認
脱臭性能試験は5物質が対象(設計指針)

(2/2)

(悪臭物質に係る基準)

センター名		水みらいセンター名 ポンプ場名	用途	所在地	敷地境界 (1号規制)	排出口 (2号規制)	排出水 (3号規制)
南大阪広域汚泥処理	PS (汚泥)	汐見送泥	汚泥	泉大津市汐見町98-4 (汐見下水処理場内)	物質濃度規制(22物質)+ α		
		高石送泥	汚泥	高石市高師浜丁11番 (高石下水処理場内)	臭気指数規制		
		泉北送泥	汚泥	堺市中区八田西町1丁2番1号 (泉北下水処理場内)	臭気指数規制		
		石津送泥	汚泥	堺市西区石津西町22番地 (石津下水処理場内)	臭気指数規制		
		三宝送泥	汚泥	堺市堺区松屋大和川通4丁157番地 (三宝下水処理場内)	臭気指数規制		
		磯ノ上送泥	汚泥	岸和田市磯上泉町3丁目4-1 (磯ノ上下水処理場内)	臭気指数規制		
		中部送泥	汚泥	貝塚市二色南町6-1 (中部水みらいセンター内)	臭気指数規制		
		北部送泥	汚泥	泉北郡忠岡町新浜3丁目地内 (北部水みらいセンター内)	物質濃度規制(22物質)		

特定悪臭物質に係る規制

	敷地境界線上(1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排出水 (3号基準)
摂津市 四條畷市 守口市 大東市 門真市 藤井寺市 富田林市 千早赤阪村 大阪狭山市 泉北郡忠岡町 泉大津市 和泉市	物質濃度規制(22物質)	物質濃度規制(13物質)	物質濃度規制(4物質)
中核市 東大阪市 豊中市 枚方市 八尾市 寝屋川市			

臭気指数に係る規制

	敷地境界線上(1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排出水 (3号基準)
松原市 泉南市 高石市 貝塚市 泉南郡			
特例市 岸和田市 茨木市	臭気指数規制 (10)	臭気指数規制 ()	臭気指数規制 (26)
中核市 高槻市 吹田市			
政令指定都市 大阪市 堺市			

※臭気指数規制の施行： 大阪市H18.4.1～、泉南市、泉南郡岬町H18.6.1～、堺市、松原市H20.7.1～、岸和田市H21.4.1～
吹田市H21.4.1～、高石市、貝塚市H22.4.1～、高槻市H23.4.1～、茨木市H24.4.1～

指導要綱で臭気指数適用

	敷地境界線上(1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排出水 (3号基準)
泉大津市 東大阪市 八尾市	10 10 10 20 30	30 150～1000 300 500 1000	— — — — —
第1種地域 第2種地域 第3種地域			

(東大阪市、八尾市は臭気濃度)

第8章 化学物質管理計画のモニタリング・P R T R届出

1. 化学物質管理計画のモニタリング

①流入水・放流水 (公共用水域へ)

単位mg/L、pg-TEQ/L

No.	政令 番号	物質名<化管法上の対象物質> (物質名<下水道法上の対象物質>)	測定頻度		分析方法	定量 下限値	検出 下限値
			流入水	放流水			
1	1	亜鉛の水溶性化合物 (亜鉛)	月1回	月2回	JIS K 0102 53.1 他	0.01	0.003
2	48	EPN (有機燃焼化合物)	年4回	年4回	S49環境庁告示第64号 他	0.1	0.03
3	75	カドミウム及びその化合物 (カドミウム及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 55.1 他	0.003	0.001
4	87	クロム及び3価クロム化合物 (クロム)	月1回	月2回	JIS K 0102 65.1.2 他	0.02	0.007
5	88	6価クロム化合物 (6価クロム化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 65.2.1 他	0.04	0.01
6	113	ジマグン (ジマグン)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号 他	0.0005	0.0002
7	144	無機ジン化合物 (ジン化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 38.1.2&38.3 他	0.05	0.02
8	147	チオジンカルボン (チオジンカルボン)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号 他	0.0003	0.0001
9	149	四塩化炭素 (四塩化炭素)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
10	150	1,4-ジオキサン (1,4-ジオキサン)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号	0.05	0.005
11	157	1,2-ジクロロエタン (1,2-ジクロロエタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
12	158	1,1-ジクロロチレン【別名塩化ビニリデン】 (1,1-ジクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
13	159	ジス-1,2-ジクロロエチレン (ジス-1,2-ジクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
14	179	1,3-ジクロロプロパン【別名D-D】 (1,3-ジクロロプロパン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
15	186	ジクロロメタン【別名塩化メチレン】 (ジクロロメタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
16	237	水銀及びその化合物 (水銀及びアマル水銀その他の水銀化合物)	月1回	月2回	加熱気化原子吸光法 他	0.0005	0.0002
17	242	セレン及びその化合物 (セレン及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 67.3 他	0.001	0.0003
18	243	ダイオキシン類 (ダイオキシン類)	—	年1回	JIS K 0312 他	-	-
19	262	テトラクロロエチレン (テトラクロロエチレン)	月1回	月2回	JTS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
20	268	チウラム (チウラム)	月1回	月2回	S46環境庁告示第59号 他	0.0006	0.0002
21	272	銅水溶性塩(錫塩を除く) (銅及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 52.2 他	0.02	0.007
22	279	1,1,1-トリクロロエタン (1,1,1-トリクロロエタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
23	280	1,1,2-トリクロロエタン (1,1,2-トリクロロエタン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.001	0.0003
24	281	トリクロロエチレン (トリクロロエチレン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
25	305	鉛化合物 (鉛及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 54.2 他	0.01	0.003
26	332	砒素及びその無機化合物 (砒素及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 61.2 他	0.001	0.0003
27	374	ふつ化水素及びその水溶性塩 (ふつ素及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 34.2 他	0.1	0.03
28	400	ベンゼン (ベンゼン)	月1回	月2回	JIS K 0125 5.2 他	0.0005	0.0002
29	405	ほう素化合物 (ほう素及びその化合物)	月1回	月2回	JIS K 0102 47.2 他	0.02	0.007
30	406	ボリ塩化ビフェニル (ボリ塩化ビフェニル)	年4回	年4回	S46環境庁告示第59号 他	0.0005	0.0002
31	412	マンガン及びその化合物 (溶解性マンガン)	月1回	月2回	JIS K 0102 56.2 他	0.1	0.03

②焼却灰 (その他廃棄物)

単位ng-TEQ/g、mg/DSkg

No.	政令番号	物質名	測定頻度	分析方法	定量下限値	検出下限値
1	243	ダイオキシン類	年1回	H16環境省告示第80号	-	-

※その他、一部の有害項目について、含有試験、溶出試験を実施。

③焼却炉排ガス・自家発・エンジン (大気へ)

単位ng-TEQ/m3、mg/Nm3、ppm、μg/m3

No.	政令番号	物質名	測定頻度	分析方法	定量下限値	検出下限値
1	080	キシレン	* 年1回	S47告示9号 排ガス中の多環芳香族 炭化水素の測定マニュアル	0.1	0.01
2	243	ダイオキシン類	年1回	JIS K 0311	-	-
3	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	* 年1回	S47告示9号 排ガス中の多環芳香族 炭化水素の測定マニュアル	0.1	0.01
4	438	メチルナフタレン	* 年1回	S47告示9号 排ガス中の多環芳香族 炭化水素の測定マニュアル	0.1	0.01

* 含有率から計算する場合は測定しない。

(参考) 含有率から計算する場合年間使用量の目安。

○キシレン : 灯油 約 95,000リットル／年以下の場合
PRTR対象ならない。○1,2,4-トリメチルベンゼン : 灯油 約 80,000リットル／年以下の場合
PRTR対象ならない。○メチルナフタレン : 重油 約 90,000リットル／年以下の場合
PRTR対象ならない。

(参考) ○臭素 (政令番号 234)

脱臭用の活性炭に含まれている場合があり、PRTRの年間排出量として
の報告対象物質となる場合がある。

(参考) ○塩化第二鉄(政令番号 71)

塩化第二鉄も対象物質であるので使用している場合は報告対象となる場合がある。

2. P R T R届出対象物質の年間排出量の計算方法

下水道のP R T R届出対象化学物質について、下水処理場の特性を考慮したうえで、放流水のモニタリングに係る事項を流域間で統一する必要がある。
 ○下水道がP R T R届出を行う場合、次式で年間排出量を算出する。

①水域への排出量計算方法

$$\text{年間排出量(kg/年)} = \text{年間平均水質(mg/L)} \times \text{年間放流水量(m3/年)}$$

○年間平均水質の算出方法

1年間の複数回の水質測定結果			年間平均水質の算出方法			
すべて定量下限値以上			すべての水質測定結果の算術平均			
3種類の水質測定結果が混在	定量下限値以上	測定値をそのまま使用		平均値が定量下限値以上	⇒	平均値をそのまま使用
	定量下限値未満かつ検出下限値以上(tr)	【測定値への変換】 定量下限値の1/2とみなす	これらのデータを用いて定量下限値以上の桁で算術平均(有効数字2桁3桁目四捨五入)	平均値が定量下限値未満かつ検出下限値以上(tr)	⇒	定量下限値の1/2とする
	検出下限値未満(N.D.)	【測定値への変換】 0(ゼロ)とみなす		平均値が検出下限値未満(N.D.)	⇒	0(ゼロ)とする
すべて検出下限値未満(N.D.)			年間平均水質は0(ゼロ)とみなす			

②廃棄物(焼却灰)の排出量の算出

$$\text{廃棄物に含まれる量(mg-TEQ/年)} = \text{廃棄物中の対象物質(ng-TEQ/g)} \times \text{廃棄物の発生量(t/年)}$$

③-1 大気への排出量の算出（測定している場合）

$$\text{大気への排出量(mg-TEQ／年)} = \frac{\text{排ガス中の対象物質の濃度(ng-TEQ／Nm3)} \times \text{年間の排ガス量(Nm3／年)}}{(kg/\text{年})}$$

○年間の排ガス量の算出方法

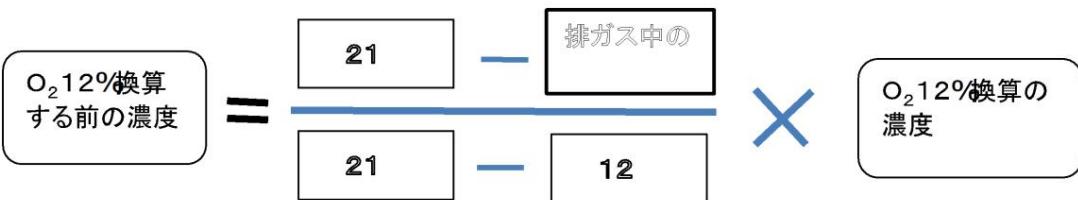
$$\text{年間の排ガス量(Nm3／年)} = \text{1時間当たりの乾き排ガス量(Nm3／時間)} \times \text{焼却炉の年間操業時間(時間／年)}$$

*1時間当たりの乾きガス量は、年平均値とする。

《留意事項》排ガス中の対象物質の濃度(ダイオキシン類)

廃棄物焼却炉から排ガス中に含まれてダイオキシン類が大気へ排出される量を算出する場合
ダイオキシン類濃度はO₂12%換算する前の濃度を用いる。

通常、分析会社等から報告されるダイオキシン類濃度はO₂12%換算された後の濃度です
ので、次式によりO₂12%換算する前の濃度に換算しなおしてください。



③-2 大気への排出量の算出（測定していない場合）

$$\text{大気への排出量(kg／年)} = \text{重油の使用量(リットル／年)} \times \text{比重(年平均)} \times$$

○メチルナフタレン
含有率の平均(%) × (100-除去率(99.5)) ÷ 10000

(含有率はMSDSの数値を使用する。)

$$\text{大気への排出量(kg／年)} = \text{灯油の使用量(リットル／年)} \times \text{比重(年平均)} \times$$

○1,2,4-トリメチルベンゼン
○キシレン
含有率の平均(%) × (100-除去率(99.5)) ÷ 10000

(含有率 : 1,2,4-トリメチルベンゼン 1.5%)
(含有率 : キシレン 1.3%)

参考資料

水量に関する名称の定義

名 称		定 義
①	総流入下水量	水みらいセンターに流入する下水の総量 (合流式下水の場合 ②雨水排水量+③流入汚水量)
②	雨水排水量	雨天時において雨水として排水した水量
③	流入汚水量	②雨水排水量・⑪返流水量を含まない流入下水量 (分流式下水の場合 流入汚水量 = 総流入下水量)
④	放流水量	河川等公共用水域に放流される水量 (⑤簡易処理放流水量+⑥生物処理放流水量+⑦ろ過放流水量)
⑤	簡易処理放流水量	雨天時簡易処理を行って排水した水量 (放流水量の内数)
⑥	生物処理放流水量	生物処理水をろ過しないで河川等に放流した水量 (放流水量の内数)
⑦	ろ過放流水量	生物処理水をろ過後河川等に放流した水量 (放流水量の内数)
⑧	晴天日日数	晴天日の日数 (晴天日の定義は各水みらいセンターによる)
⑨	晴天日流入下水量	晴天日に流入した下水量 (晴天日の定義は各水みらいセンターによる)
⑩	降雨量	水みらいセンターの雨量計の降雨量
⑪	返流水量	沈砂池等に返流される処理場内で排水された水量
⑫	高級・高度処理水量	高級処理水量+高度処理水量 ⑬+⑭
⑬	高級処理水量	高級処理する水量 (高級生反流入水量) (高級処理=標準活性汚泥法)
⑭	高度処理水量	高度処理する水量 (高度生反流入水量) (高度処理=標準活性汚泥法より高度な処理を行うもの) 但し、標準活性汚泥法で処理後、ろ過処理する場合も含む。
⑮	砂ろ過・繊維ろ過処理水量	ろ過設備流入水量 (再利用のためのろ過設備は含まない)
⑯	再利用水量（場内・施設利用）	場内で利用している再利用水量。洗浄水等
⑰	再利用水量（場内・環境利用）	場内で利用している再利用水量。修景用水、散水用水等
⑱	再利用水量（場外・施設利用）	場外で利用している再利用水量。洗浄水等
⑲	再利用水量（場外・環境利用）	場外で利用している再利用水量。修景用水、散水用水等
⑳	再利用水量（Q水くん）	Q水くんの水量

平成22年7月15日

昭和62年3月	改訂
平成9年4月	改訂
平成21年4月	改訂
平成22年4月	一部改訂
平成23年4月	一部改訂
平成24年4月	一部改訂
平成25年4月	一部改訂
平成26年4月	一部改訂
平成27年4月	一部改訂
平成28年4月	一部改訂
平成30年4月	一部改訂
平成31年4月	一部改訂
令和2年4月	一部改訂